

第5次沼津市障がい者計画

令和6年度～令和11年度

だれもが自分らしく お互いを思いやり
ともに生きるまち ぬまづ

令和6年3月

沼 津 市

はじめに

本市では、障害者基本法に基づき策定した「第4次沼津市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」のもと、共生社会の実現を目指し、福祉、保健・医療、教育などのあらゆる分野において総合的に障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行など、障害者基本法が目指す共生社会の実現に向けた法律的な整備や、障がいのある人の社会参加の推進に向けた取り組みが着実に進められてきました。



一方、少子高齢化や家族形態の多様化が進み、障がいのある人やその家族を取り巻く環境や、そのニーズは大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、本市では、必要な福祉サービスや様々な課題に柔軟に対応できるよう、「第5次沼津市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」を策定いたしました。

本計画では、前計画からの基本理念「だれもが自分らしく お互いを思いやり ともに生きるまち ぬまづ」を継承し、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いを思いやり、人格と個性を認め合い、ともに支え合い、協力し合う共生社会の実現を目指します。本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、各種団体、地域、事業者等の方々と連携しながら、障がい福祉施策のさらなる推進に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました第5次沼津市障がい者計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、関係団体・施設等の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

沼津市長 頼 重 秀 一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 新たな計画策定の背景	1
2 障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向	2
3 計画の性格・位置付け	7
4 計画の対象	8
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	9
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	10
1 統計データからみる障がいのある人の現状	10
2 アンケート調査からみる障がいのある人の現状	19
第3章 計画の基本的な考え方	44
1 基本理念	44
2 基本目標	45
3 施策体系	46
第4章 基本計画	48
基本目標Ⅰ 共生社会をつくるために	48
基本目標Ⅱ 地域で安心して豊かに暮らすために	62
基本目標Ⅲ 子どもの健やかな成長を支援するために	74
基本目標Ⅳ 自分らしくいきいきと活躍するために	80
第5章 計画の推進に向けて	85
1 計画の推進体制	85
2 計画の達成状況の点検及び評価	86
資料編	87
1 策定経過	87
2 沼津市障害者計画等策定委員会設置要綱	88
3 沼津市障害者計画策定懇話会設置要綱	90
4 沼津市障害者計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱	91
5 第5次沼津市障がい者計画策定懇話会委員名簿	93
6 用語集	94

「障がい」の表記について

沼津市は、障がいや障がいのある人に対するさらなる理解の醸成を図るため、取扱方針を定め、令和4年4月1日から「障がい」の表記に取り組んでいます。

(1) 「障がい」と表記するもの

- ・人や人の状態を表すもの
- ・市の組織名称
- ・市の計画等における記載については、改正等に合わせて変更

(2) 「障がい」表記を適用しないもの

- ・法令・例規内の名称や用語…障害者基本法、身体障害者手帳、障害者週間など
- ・他の機関・団体・行事などの固有名詞
- ・医学用語などの専門用語…高次脳機能障害、注意欠陥多動性障害など
- ・人や人の状態でないもの…障害物、電波障害など

令和3年12月28日市長決裁 「障がい」の表記に関する取扱方針 より

第1章 計画策定にあたって

1 新たな計画策定の背景

本市では、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い、ともに支え合い、協力し合い、責任を分かち合って生活できる共生社会を目指し、「だれもが自分らしく お互いを思いやり ともに生きるまち めまづ」を基本理念として、平成30年3月に「第4次沼津市障害者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

また、令和3年3月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「第6期沼津市障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「第2期沼津市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス及び障がい児支援の円滑な実施に向けた取組を推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の制定等の大きな動きが見られました。国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、令和4年3月に「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次静岡県障害者計画」を策定し、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を基本目標としつつ、①障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進、②「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり、③新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実、④医療的ケア児等に対する支援の充実の4項目を「重点的に取り組む施策」として位置付けています。

こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本市では「第4次沼津市障害者計画」の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

2 障がい福祉施策にかかる主な法制度等の動向

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成26年1月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成23年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 児童福祉法の改正

平成24年の「児童福祉法」等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

平成28年の改正では、平成30年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、令和4年の改正では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

(4) 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

また、平成24年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

令和4年の改正では、障がいのある人の希望する生活を実現するため、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、公的機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の改正と施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成28年4月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

また、令和3年5月の改正により、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成28年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

令和4年の改正では、事業主の責務として障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がいのある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

(10) 難病法の改正と施行

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が公布され、平成27年1月に施行されました。

難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことなどが規定されました。

令和4年の改正では、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

(11) 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(12) 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

(13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の成立

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成17年7月に公表された「ユニバーサルデザイン政策大綱」等を踏まえて、ハートビル法および交通バリアフリー法を統合し、政策の拡充を図ったものです。

高齢者、障がいのある人等の円滑な移動および建築物等施設の円滑な利用の確保に関する政策を総合的に推進するため、①主務大臣による基本方針の策定、②旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定、③市町村が定める重点整備地区において、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等が規定されました。

(14) 教育基本法の改正

平成18年12月に「教育基本法」が改正され、未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」ことが新たに明記されました。

(15) 学校教育法の改正

平成19年4月に「学校教育法」が改正され、障がいのある幼児、児童及び生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導および必要な支援を行う観点から、「盲・聾・養護学校」の制度は、複数の障がい種別に対応した教育を実施することができる「特別支援学校」の制度に転換され、小中学校等においても特別支援教育を推進することが明記されるなど、障がいのある幼児、児童及び生徒に対する教育の充実を図ることなどが規定されました。

(16) 障害者文化芸術推進法の施行

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が公布・施行されました。

障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進などが規定されました。

(17) 医療的ケア児支援法の施行

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が公布され、同年9月に施行されました。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

(18) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。

障がいのある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。

(19) 障害者基本計画(第5次)の策定

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

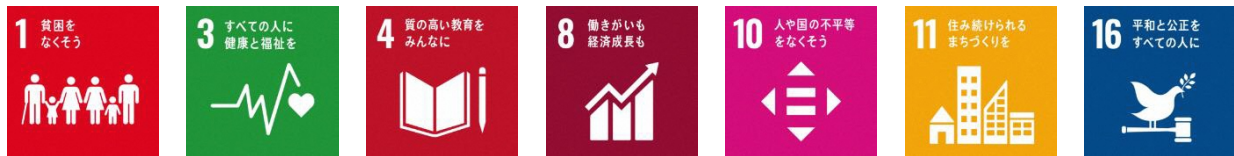
障害者基本計画（第5次）では、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

(20) SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

■本計画に関連するSDGs



資料：国際連合広報センター (<https://www.unic.or.jp/>)

3 計画の性格・位置付け

(1) 計画の性格

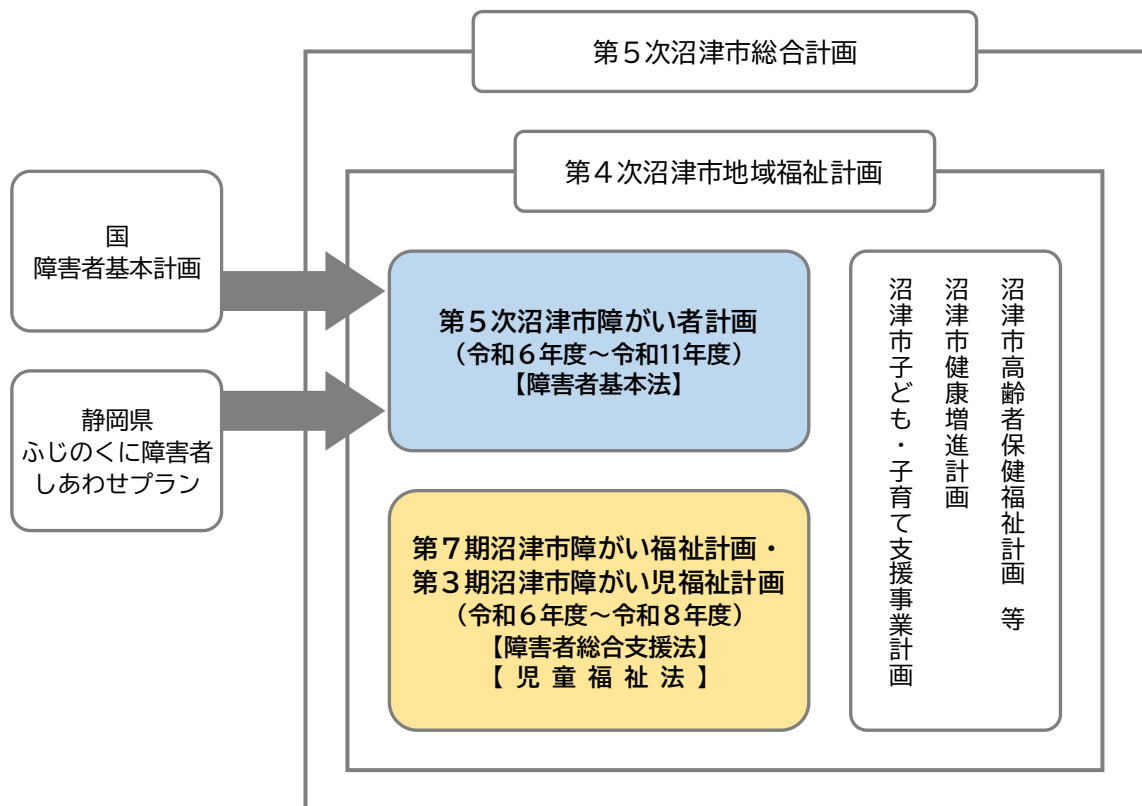
沼津市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

また、沼津市障がい福祉計画・沼津市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、障がいのある人等の福祉向上を図る施策を円滑に実施するために、目標年度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、第5次沼津市総合計画の「まちづくりの柱6 笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち」の実現のために障がい福祉施策を具体化した位置付けにあります。

また、他の福祉部門の計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画や市が策定した各種計画等とも整合・連携を図ります。



4 計画の対象

この計画で対象となる障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とします。

また、障がいのない人や市内の事業者等についても、障がいのある人への理解の啓発や障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画期間

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4次沼津市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)			第5次沼津市障がい者計画 (令和6年度～令和11年度)					
	第6期沼津市障害福祉計画・第2期沼津市障害児福祉計画			第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画			第8期沼津市障がい福祉計画・第4期沼津市障がい児福祉計画		

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人の意見や要望を把握し、計画に反映することを目的として令和4年度にアンケート調査を実施しました。

(2) 沼津市障がい者計画策定懇話会の設置

福祉関係団体、医療・保健関係団体、住民団体、教育・文化・まちづくり等関係団体、学識経験者、公募委員など、幅広い分野で構成し、本計画の策定に関して協議を行いました。

(3) 沼津市障がい者計画策定委員会の設置

本計画は、福祉だけでなく健康・医療・教育・まちづくり・防災・生活環境などさまざまな分野に関わっています。そのため、庁内に委員会及び委員会を補佐する幹事会を設置し、障がい者福祉の推進に向けた具体的な取組について検討しました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、本計画案に対して市民からの意見を広く募りました。

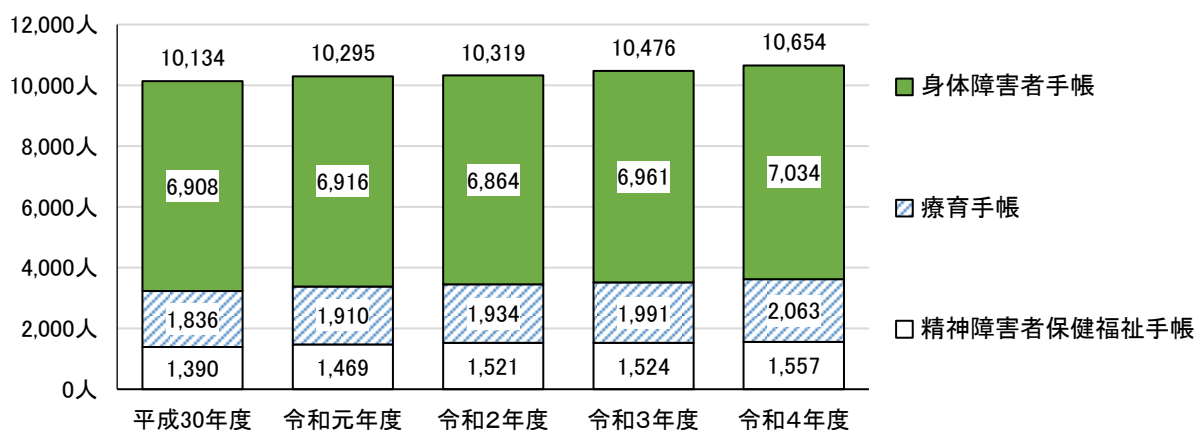
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 統計データからみる障がいのある人の現状

(1) 各種手帳の交付状況

各種手帳の交付状況をみると、身体障害者手帳が最も多く、令和4年度末では7,034人となっています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付人数は一貫して増加しており、令和4年度末では療育手帳が2,063人、精神障害者保健福祉手帳が1,557人となっています。

■各種手帳の交付状況



区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
人口		人	195,039	194,207	192,644	190,417	188,613	▲6,426	96.7%
身体障害者手帳	交付人数	人	6,908	6,916	6,864	6,961	7,034	126	101.8%
	構成比	%	68.2%	67.2%	66.5%	66.4%	66.0%	-	-
療育手帳	交付人数	人	1,836	1,910	1,934	1,991	2,063	227	112.4%
	構成比	%	18.1%	18.6%	18.7%	19.0%	19.4%	-	-
精神障害者保健福祉手帳	交付人数	人	1,390	1,469	1,521	1,524	1,557	167	112.0%
	構成比	%	13.7%	14.3%	14.7%	14.5%	14.6%	-	-
手帳総交付人数		人	10,134	10,295	10,319	10,476	10,654	520	105.1%
障がい者比率		%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	-	-

資料：市民課・住民基本台帳（各年度3月31日現在）

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります（以下同じ。）。

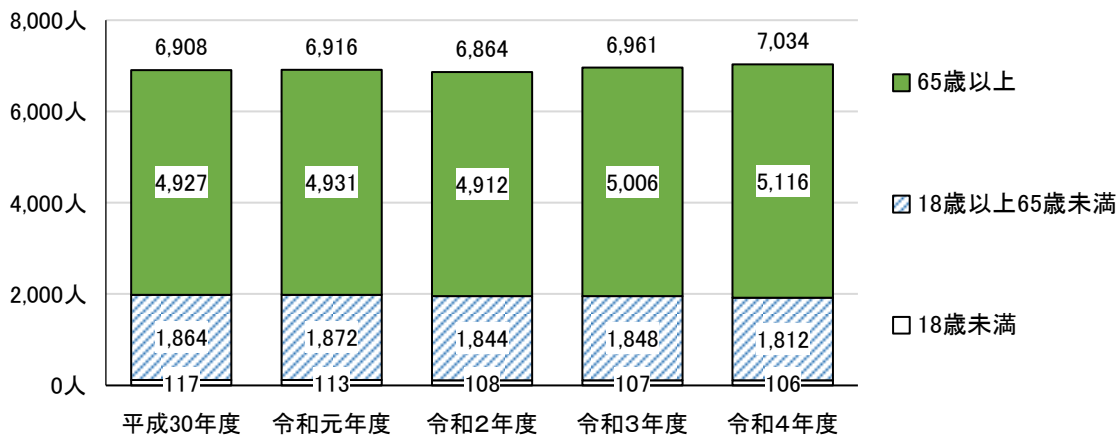
(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付対象となる認定等級は、1級から6級まであり、1級が最も重い等級です。

身体障害者手帳の交付状況をみると、令和4年度末では7,034人となっています。そのうち65歳以上が70%以上を占めており、その構成比は年々高まっていることから、高齢化が進んでいることがわかります。

また、障がいの部位別（■身体障害者手帳の交付状況（部位別）12頁）にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっており、肢体不自由が年々減少しているのに対し、内部障がいは年々増加しています。

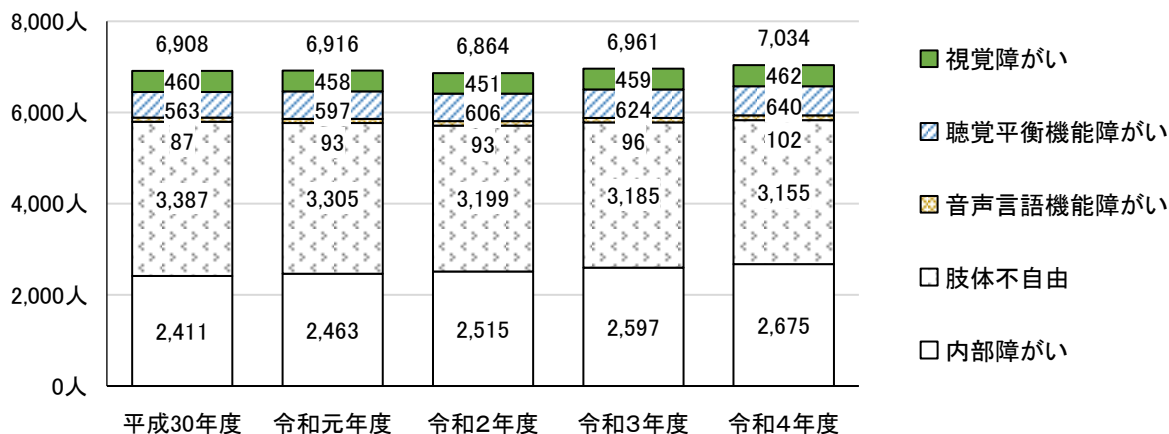
■身体障害者手帳の交付状況（年齢別）



区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
18歳未満	交付人数	人	117	113	108	107	106	▲11	90.6%
	構成比	%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	-	-
18歳以上65歳未満	交付人数	人	1,864	1,872	1,844	1,848	1,812	▲52	97.2%
	構成比	%	27.0%	27.1%	26.9%	26.5%	25.8%	-	-
65歳以上	交付人数	人	4,927	4,931	4,912	5,006	5,116	189	103.8%
	構成比	%	71.3%	71.3%	71.6%	71.9%	72.7%	-	-
手帳総交付人数		人	6,908	6,916	6,864	6,961	7,034	126	101.8%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

■身体障害者手帳の交付状況（部位別）



区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
視覚障がい	人	460	458	451	459	462	2	100.4%
聴覚平衡機能障がい	人	563	597	606	624	640	77	113.7%
音声言語機能障がい	人	87	93	93	96	102	15	117.2%
肢体不自由	人	3,387	3,305	3,199	3,185	3,155	▲232	93.2%
内部障がい	人	2,411	2,463	2,515	2,597	2,675	264	110.9%
手帳総交付人数	人	6,908	6,916	6,864	6,961	7,034	126	101.8%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

■身体障害者手帳の交付状況（部位別・等級別）

区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
視覚障がい	1級	人	170	163	153	158	150	▲20	88.2%
	2級	人	153	157	158	162	168	15	109.8%
	3級	人	26	28	32	30	32	6	123.1%
	4級	人	38	39	38	37	39	1	102.6%
	5級	人	53	52	53	53	53	0	100.0%
	6級	人	20	19	17	19	20	0	100.0%
	計	人	460	458	451	459	462	2	100.4%
聴覚平衡機能障がい	1級	人	20	21	21	20	20	0	100.0%
	2級	人	155	156	152	156	152	▲3	98.1%
	3級	人	69	69	67	68	73	4	105.8%
	4級	人	120	137	151	158	169	49	140.8%
	5級	人	5	5	5	5	5	0	100.0%
	6級	人	194	209	210	217	221	27	113.9%
	計	人	563	597	606	624	640	77	113.7%
音声言語機能障がい	1級	人	2	3	3	3	3	1	150.0%
	2級	人	3	4	4	4	6	3	200.0%
	3級	人	54	59	56	59	62	8	114.8%
	4級	人	28	27	30	30	31	3	110.7%
	5級	人							
	6級	人							
	計	人	87	93	93	96	102	15	117.2%
肢体不自由	1級	人	767	752	740	742	742	▲25	96.7%
	2級	人	776	758	729	718	715	▲61	92.1%
	3級	人	586	572	546	546	531	▲55	90.6%
	4級	人	814	793	766	760	750	▲64	92.1%
	5級	人	282	276	261	257	255	▲27	90.4%
	6級	人	162	154	157	162	162	0	100.0%
	計	人	3,387	3,305	3,199	3,185	3,155	▲232	93.2%
内部障がい	1級	人	1,651	1,687	1,732	1,744	1,782	131	107.9%
	2級	人	35	26	27	29	28	▲7	80.0%
	3級	人	248	258	254	287	302	54	121.8%
	4級	人	477	492	502	537	563	86	118.0%
	5級	人							
	6級	人							
	計	人	2,411	2,463	2,515	2,597	2,675	264	110.9%
手帳総交付人数		人	6,908	6,916	6,864	6,961	7,034	126	101.8%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

(3) 知的障がいのある人の状況

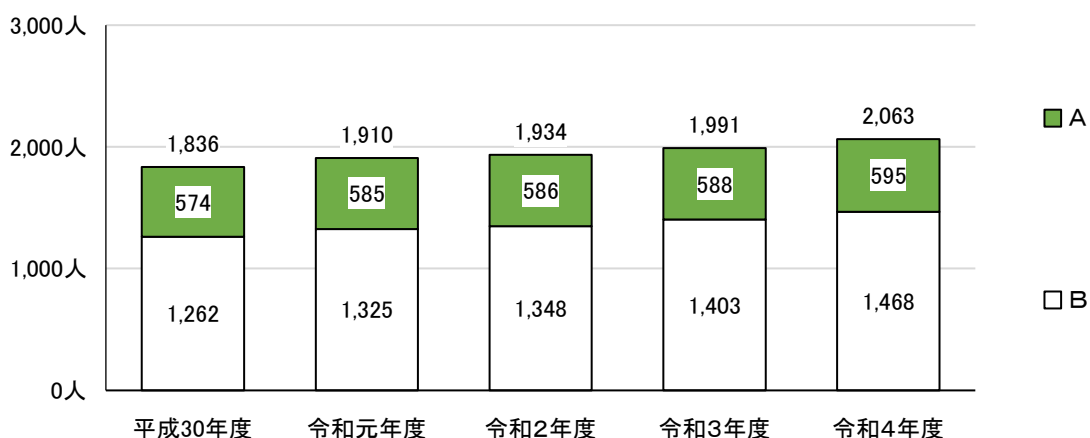
療育手帳の交付対象となる認定等級は、AとBがあり、Aの方がBより重い等級です。

療育手帳の交付状況は年々増加しており、令和4年度末では2,063人となっています。平成30年度末と比較すると、227人増加しています。

判定別で見ると、令和4年度末ではBが1,468人で71.2%を占めており、Aは595人で28.8%となっています。

年齢別（15歳⁺）で見ると、令和4年度末では18歳以上が1,609人で78.0%を占めており、18歳未満は454人で22.0%となっています。

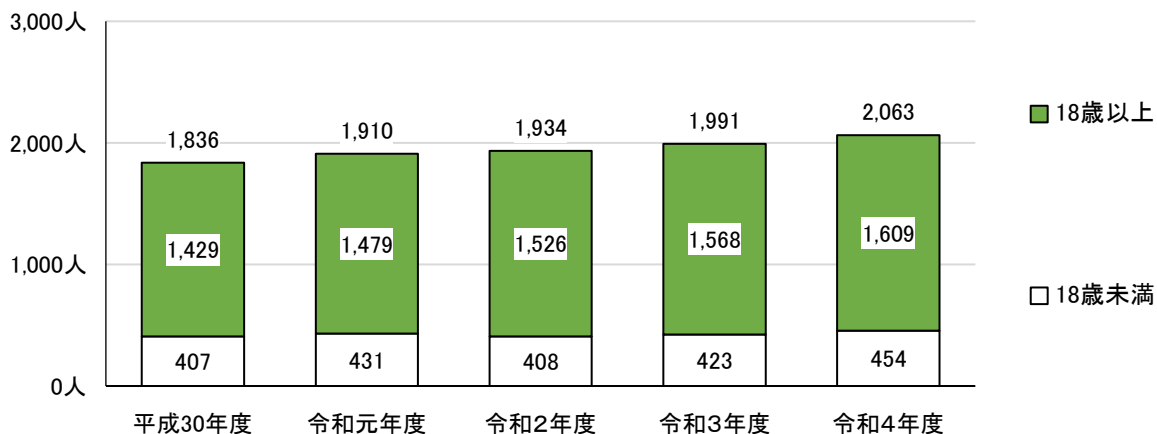
■療育手帳の交付状況（判定別）



区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
A	交付人数	人	574	585	586	588	595	21	103.7%
	構成比	%	31.3%	30.6%	30.3%	29.5%	28.8%	-	-
B	交付人数	人	1,262	1,325	1,348	1,403	1,468	206	116.3%
	構成比	%	68.7%	69.4%	69.7%	70.5%	71.2%	-	-
手帳総交付人数		人	1,836	1,910	1,934	1,991	2,063	227	112.4%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

■療育手帳の交付状況（年齢別）



区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
18歳未満	交付人数	人	407	431	408	423	454	47	111.5%
	構成比	%	22.2%	22.6%	21.1%	21.2%	22.0%	-	-
18歳以上	交付人数	人	1,429	1,479	1,526	1,568	1,609	180	112.6%
	構成比	%	77.8%	77.4%	78.9%	78.8%	78.0%	-	-
手帳総交付人数		人	1,836	1,910	1,934	1,991	2,063	227	112.4%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

(4) 精神障がいのある人の状況

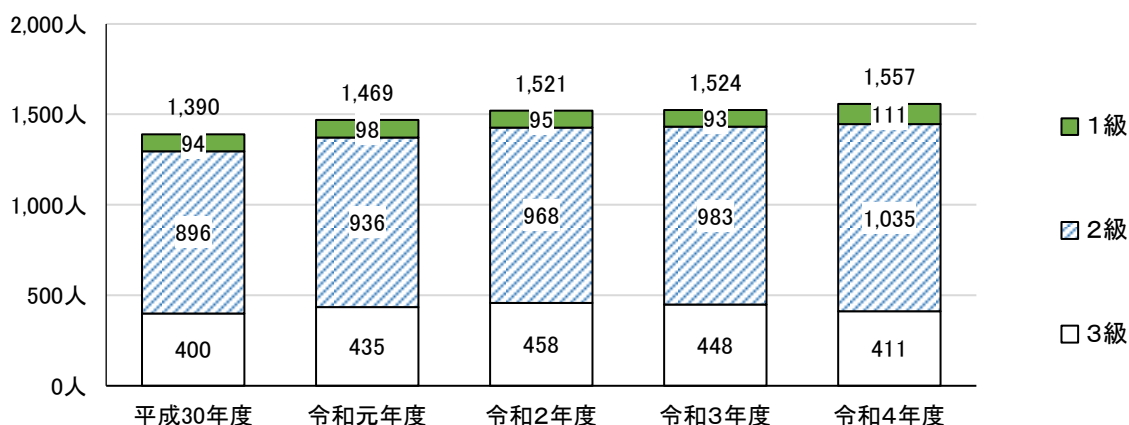
精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級まであり、1級が最も重い等級です。

精神障害者保健福祉手帳の交付人数は年々増加しており、令和4年度末で1,557人となっています。平成30年度末と比較すると、167人増加しています。

等級別で見ると、令和4年度末では2級が1,035人で66.5%を占めており、3級が411人で26.4%、1級が111人で7.1%となっています。平成30年度末と比較すると、すべての等級で増加しています。

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付人数は、令和2年度をピークに減少しており、令和4年度末では2,413人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の交付状況（等級別）



区分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
1級	交付人数	人	94	98	95	93	111	17	118.1%
	構成比	%	6.8%	6.7%	6.2%	6.1%	7.1%	-	-
2級	交付人数	人	896	936	968	983	1,035	139	115.5%
	構成比	%	64.5%	63.7%	63.6%	64.5%	66.5%	-	-
3級	交付人数	人	400	435	458	448	411	11	102.8%
	構成比	%	28.8%	29.6%	30.1%	29.4%	26.4%	-	-
手帳総交付人数		人	1,390	1,469	1,521	1,524	1,557	167	112.0%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者証の交付状況

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
受給者証交付人数	人	2,771	2,803	2,867	2,675	2,413	▲358	87.1%

資料：沼津市（各年度3月31日現在）

(5) 重複障がいのある人の状況

沼津市で1種類のみ手帳を所持している人の割合は96.4%で、内訳をみると、身体障害者手帳が65.5%、療育手帳が17.2%、精神障害者保健福祉手帳が13.7%となっています。

一方、複数の手帳を所持している人の割合は3.6%で、内訳をみると、身体障害者手帳と療育手帳が2.1%、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳が0.8%、療育手帳と精神保健福祉手帳が0.7%となっています。

また、療育手帳所持者総数における重複障がいのある人は14.3%で、他の手帳所持者よりも多くなっています。

■重複障がいの状況

区分	人数	構成比
身体障害者手帳所持者	7,034	66.0%
療育手帳所持者	2,063	19.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,557	14.6%
計	10,654	100.0%
身体障害者手帳のみ保持	6,732	65.5%
療育手帳のみ保持	1,768	17.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者のみ保持	1,403	13.7%
小計	9,903	96.4%
身体障害者手帳・療育手帳保持	220	2.1%
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳保持	79	0.8%
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持	72	0.7%
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持	3	0.0%
小計	374	3.6%
計	10,277	100.0%
身体障害者手帳所持者総数における重複障がいのある人	302	4.3%
療育手帳所持者総数における重複障がいのある人	295	14.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者総数における重複障がいのある人	154	9.9%

資料：沼津市（令和5年3月31日現在）

(6) 難病等のある人の状況

難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされています。

難病等のある人は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度末では1,419人で、平成30年度末と比較すると、139人増加しています。

■難病等のある人の状況

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4年度とH30年度の比較(人 %)	
受給者証交付人数	人	1,280	1,326	1,384	1,350	1,419	139	110.9%

資料：静岡県（各年度3月31日現在）

(7) 発達障がいのある人の状況

発達障がいとは、「発達障害者支援法」において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

本人の状況に合わせて、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している人がいます。

(8) 高次脳機能障害のある人の状況

高次脳機能障害とは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がいです。

高次脳機能障害者等においては、社会参加や安定した在宅生活をいかに行えるかが課題であり、そのためには一人ひとりにあった支援が不可欠です。

2 アンケート調査からみる障がいのある人の現状

(1) 調査概要

①調査の目的

障がいのある人の実情や課題、今後の意向を把握し、障がいのある人の意見を第5次沼津市障がい者計画に反映させることを目的に、以下の要領でアンケート調査を行いました。

②調査の対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象に2,500人を無作為抽出しました。

③調査の種類

障がいによる傾向等を分析するため、3障がい共通の調査票を用いました。

④調査の方法

郵送による配布・回収を行いました。

⑤調査の期間

令和4年9月14日から令和4年10月26日まで調査を実施しました。

⑥回収状況

回収状況は次のとおりです。

■回収状況

配布数	回収数	回収率
2,486 件	1,385 件	55.7%

- ・(n=***)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答可の質問では、有効回答者数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果概要

①回答者の属性

アンケート回答者の障がい種別の等級・程度の割合は、実際の等級・程度割合と比べて、大きな差は見られません。

障がい種別により年齢構成が異なるため、障がい種別の施策を推進していく過程で、年齢層を意識した取組が必要です。

回答者の約9割は「自宅」を住まいとしていますが、精神障がい者では「病院に入院中」の割合が他の障がい種別と比較して高くなっています。

○障がい種別ごとの等級

<身体障がい者の等級>

合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1,017人	374人	197人	150人	210人	40人	46人
100.0%	36.8%	19.4%	14.7%	20.6%	3.9%	4.5%

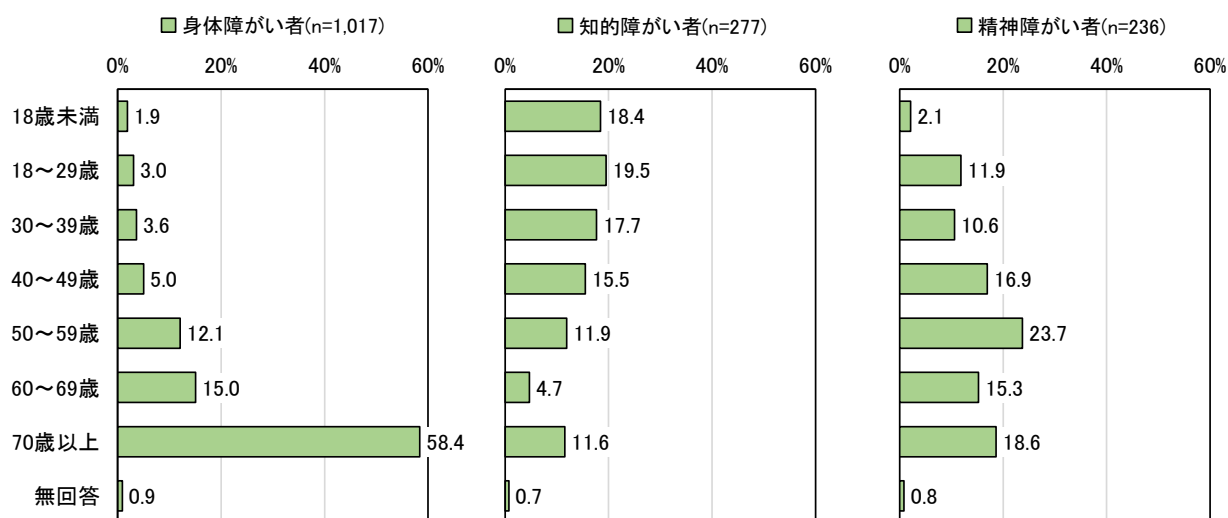
<知的障がい者の等級>

合計	A判定	B判定
277人	104人	173人
100.0%	37.5%	62.5%

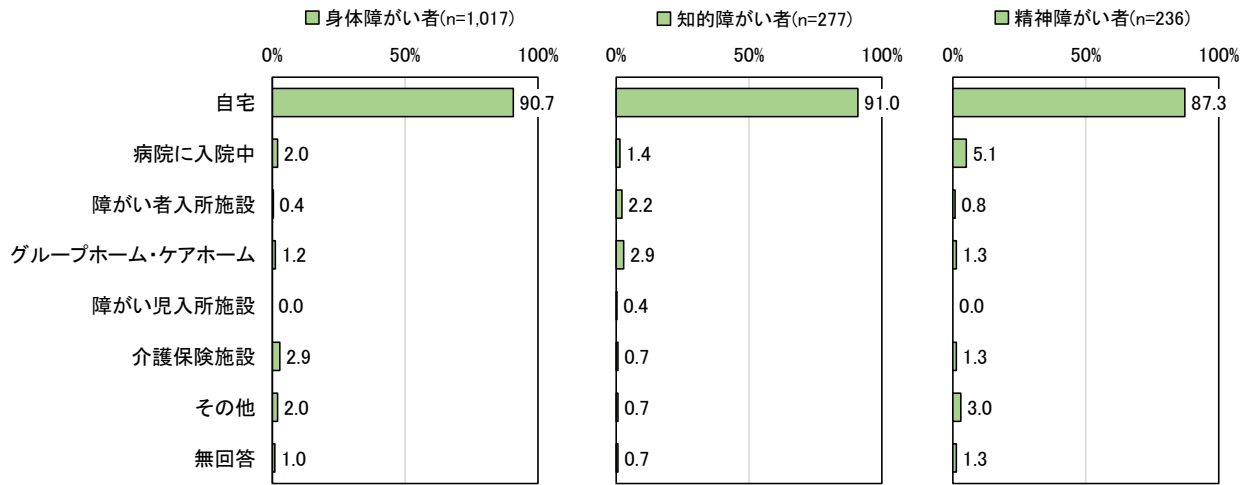
<精神障がい者の等級>

合計	1級	2級	3級
236人	29人	138人	69人
100.0%	12.3%	58.5%	29.2%

○年齢構成

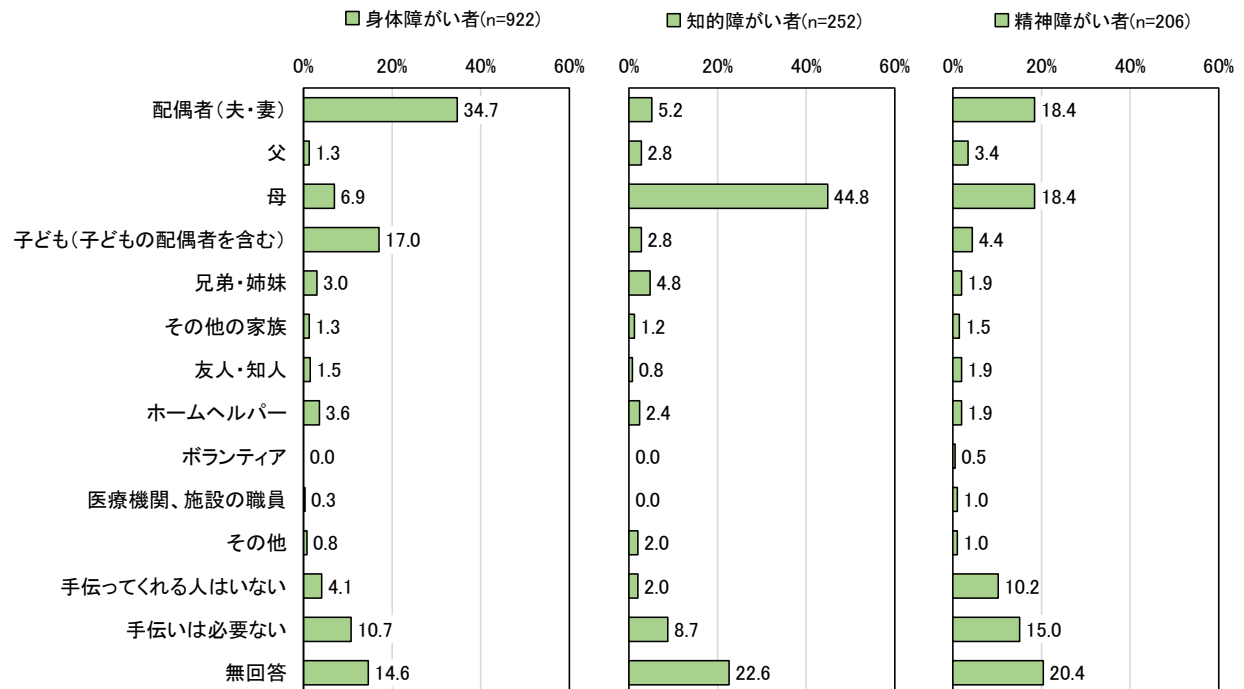


○生活場所



②介助・介護者（在宅者のみ）

身体障がい者では「配偶者」が3割を超えており、回答者の年齢構成から考えると高齢者が高齢者の世話をする老老介護の状況が考えられます。知的障がい者では「母親」が約4割を占めています。精神障がい者では「配偶者」「母」が18.4%で最も高くなっています。



③日中の過ごし方（就労・就学状況等）

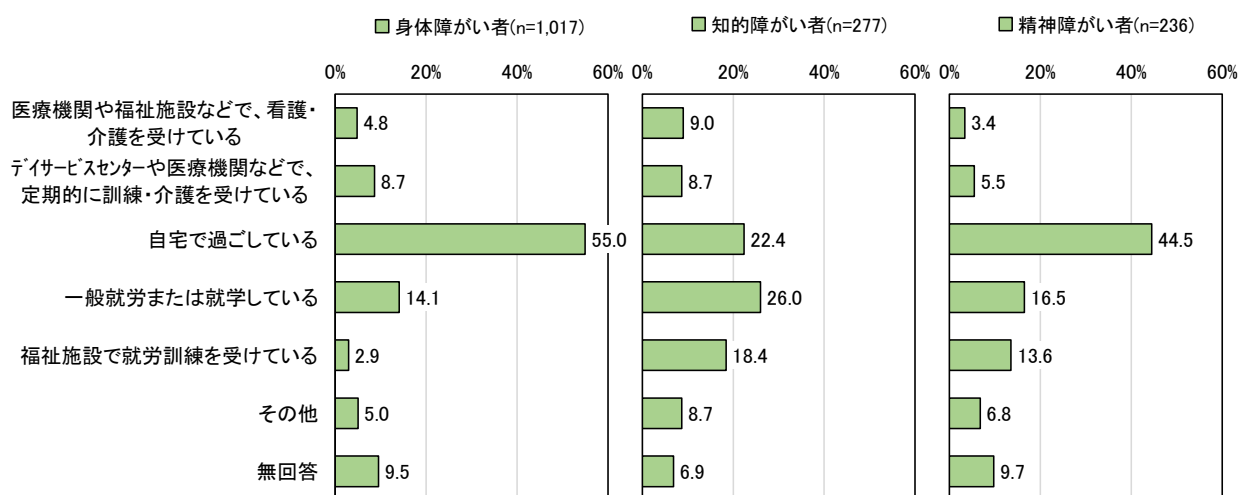
ア. 普段の過ごし方

身体障がい者と精神障がい者では、「自宅で過ごしている」が約半数を占めているのに対し、知的障がい者では約2割と低くなっています。

知的障がい者では、「一般就労または就学している」が26.0%、「福祉施設で就労訓練を受けている」が18.4%で、他の障がい種別と比較して普段から自宅外で過ごしている割合が高くなっています。

身体障がい者と精神障がい者においても「一般就労または就学している」の割合が、「自宅で過ごしている」に次いで高くなっています。

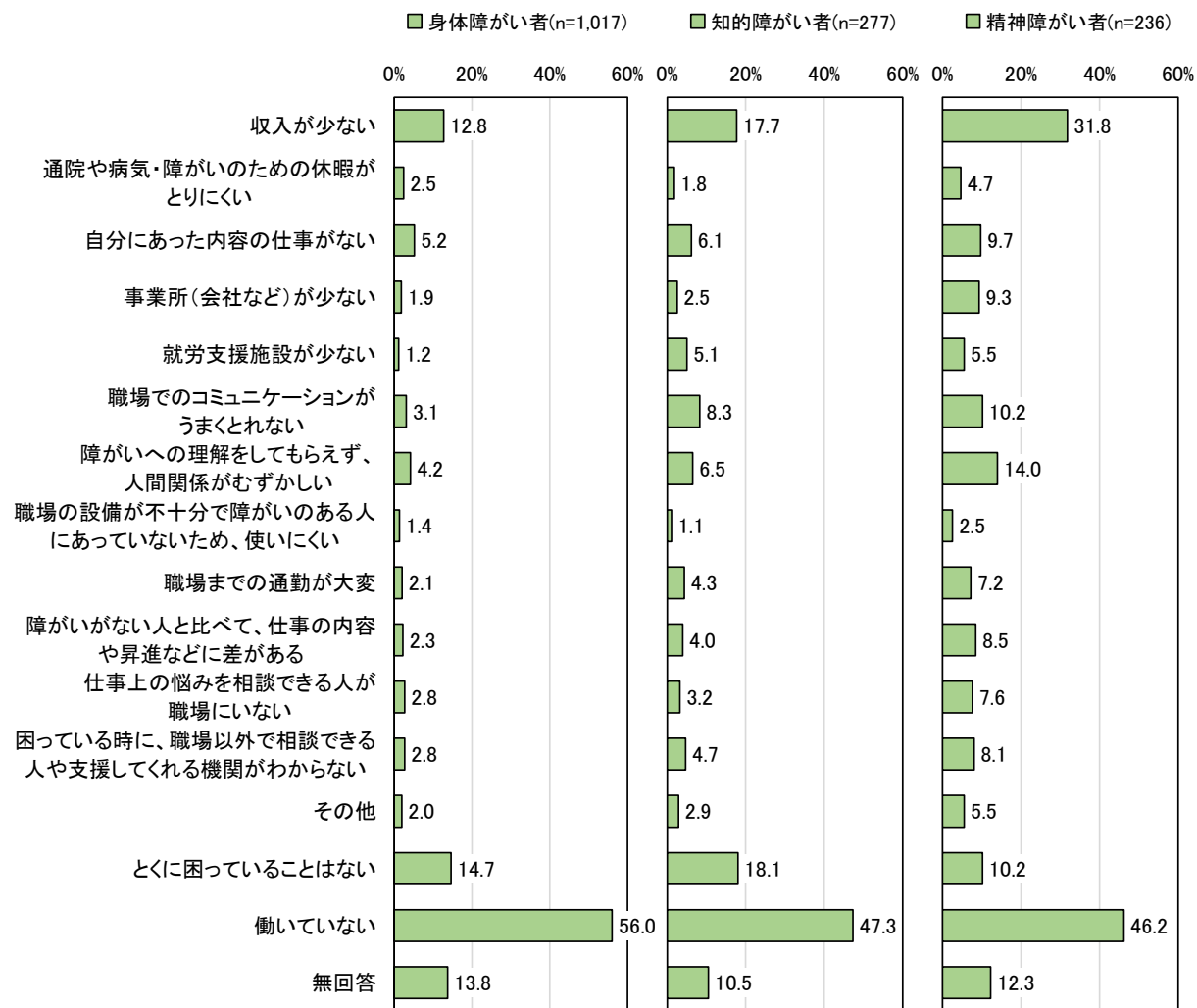
福祉施設や医療機関で過ごしている割合は、知的障がい者が36.1%で最も高く、精神障がい者が22.5%、身体障がい者では16.4%となっています。



イ. 就労に関して悩んでいること・困っていること

「とくに困っていることはない」「働いていない」を除いた具体的な項目をみると、いずれの障がい種別においても、「収入が少ない」が最も高くなっています。特に精神障がい者は31.8%で他の障がい種別と比較して割合が高くなっています。

精神障がい者では、「とくに困っていることはない」「働いていない」を除くすべての項目において、他の障がい種別より割合が高くなっており、多くの悩みや困りごとを抱えていることが伺えます。



ウ. 障がいのある人が働くために必要と思われる環境

いずれの障がい種別においても、「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が最も高く、それぞれ4割前後を占めています。

「勤務する時間や日数を調整できること」「通勤手段があること」といった項目は、いずれの障がい種別においても割合が高くなっています。そのほかに、他の障がい種別と比較して、割合が高くなっている項目としては以下の項目が挙げられます。

【身体障がい者】

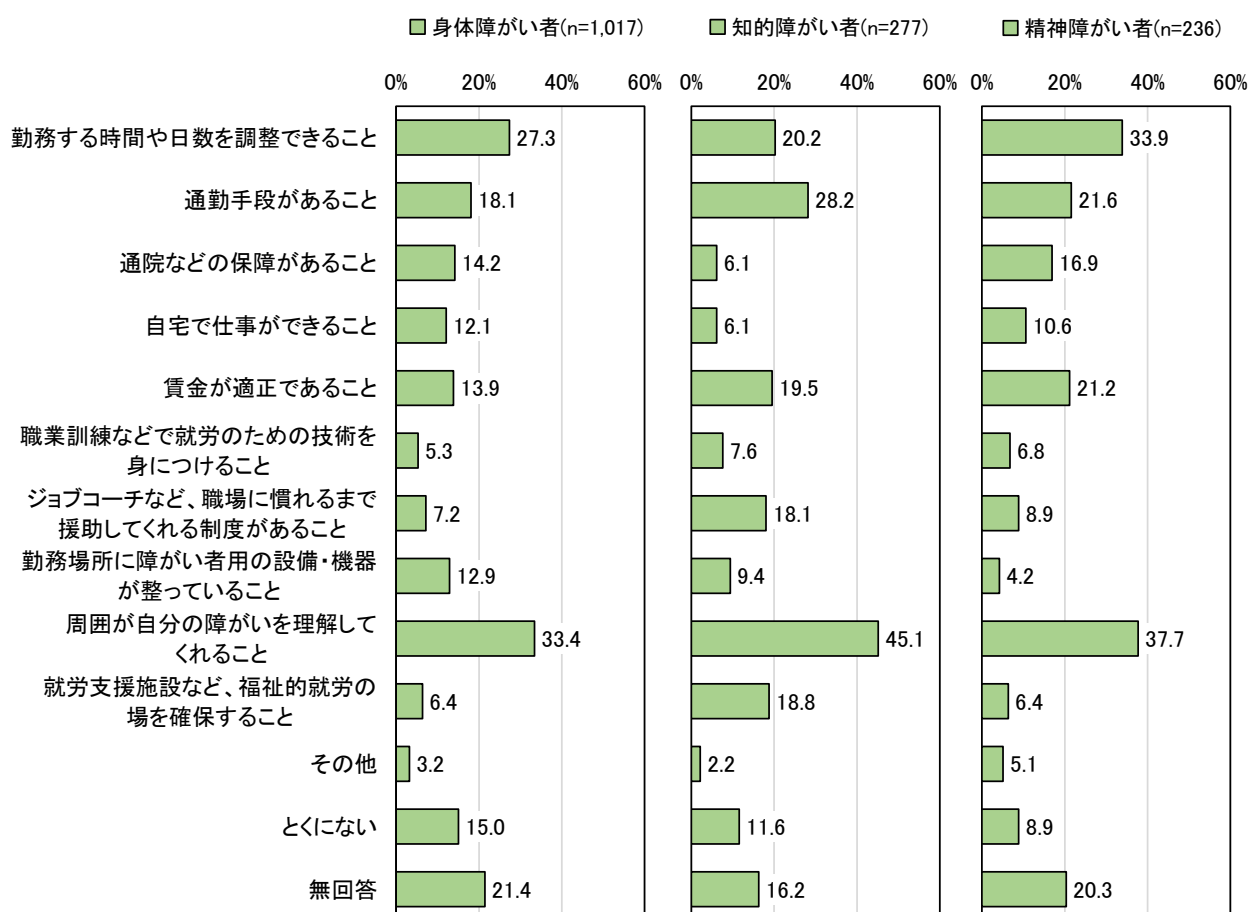
「通院などの保障があること」「勤務場所に障がい者用の設備・機器が整っていること」

【知的障がい者】

「賃金が適正であること」「ジョブコーチなど、職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」「就労支援施設など、福祉的就労の場を確保すること」

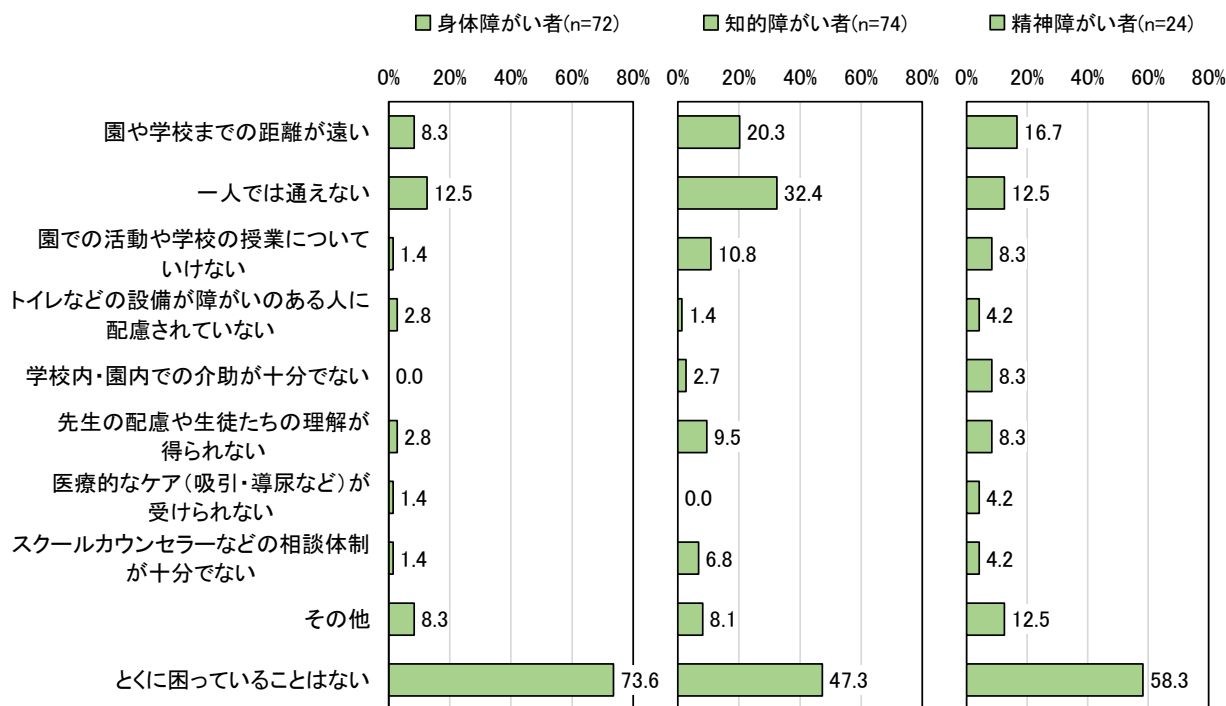
【精神障がい者】

「通院などの保障があること」「賃金が適正であること」



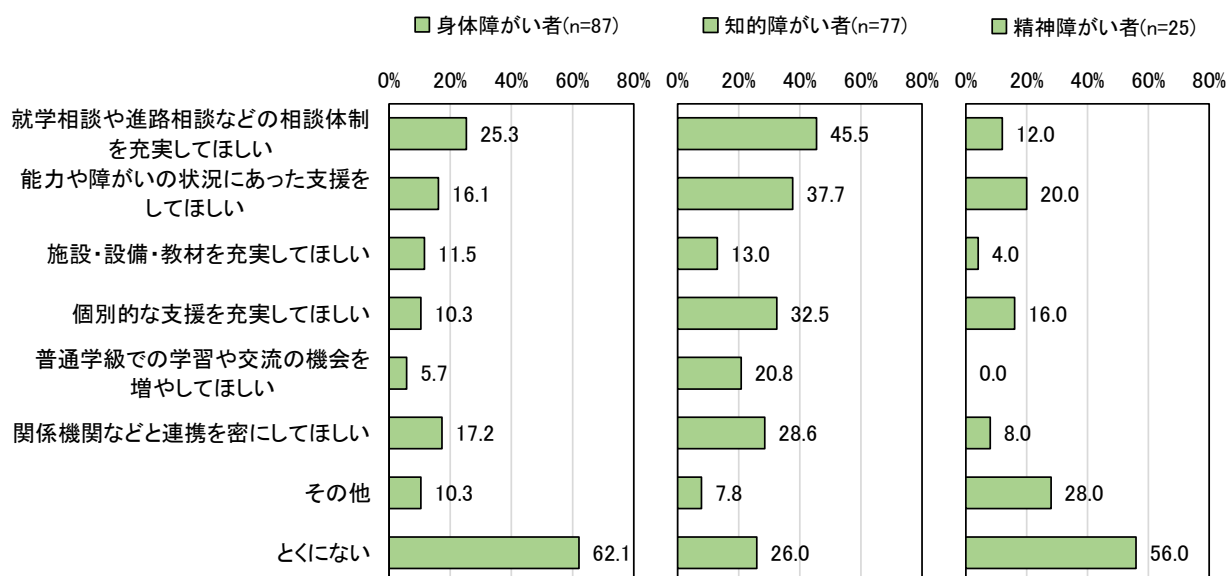
エ. 通園・通学に関して困っていること

いずれの障がい種別においても、「とくに困っていることはない」の割合が高く、具体的な項目については割合が低くなっていますが、知的障がい者において、「園や学校までの距離が遠い」「一人では通えない」といった項目がその他の項目と比較して割合が高くなっています。



オ. 通園・通学先に望むこと

身体障がい者、精神障がい者では、「とくにない」の割合が最も高く5割以上を占めているのに対し、知的障がい者では、26.0%と低く、具体的な項目については、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」などの複数の項目が、他の障がい種別と比較して割合が高くなっています。



④今後の生活

ア. 今後の生活の場

いずれの障がい種別においても、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が最も高くなっていますが、障がいによる差がみられ、身体障がい者が50.6%で最も高く、精神障がい者が35.6%で最も高くなっています。

知的障がい者では、「グループホームやケアホームで暮らしたい」が14.4%、精神障がい者では、「一人で暮らしたい」が23.7%で、他の障がい種別と比較して高くなっています。

身体障がい者、知的障がい者では、現在入院中・入所中の人々が「自宅で家族や親族と暮らしたい」という希望が多くなっています。

		単位 構成比(%)						
		1	2	3	4	5	6	
		一人で暮らしたい	自宅で家族や親族と暮らしたい	グループホームやケアホームで暮らしたい	医療機関や福祉施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
【身体障がい者】	身体障がい者全体(n=1,017)	13.1	50.6	6.3	4.2	2.2	16.5	7.1
	現在の生活場所別							
	自宅(n=922)	13.7	53.3	5.5	3.0	1.8	16.3	6.4
	病院に入院中(n=20)	5.0	35.0	10.0	25.0	0.0	15.0	10.0
	障がい者入所施設(n=4)	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	グループホーム・ケアホーム(n=12)	8.3	16.7	66.7	8.3	0.0	0.0	0.0
	障がい児入所施設(n=0)	—	—	—	—	—	—	—
	介護保険施設(n=29)	0.0	20.7	3.4	27.6	3.4	17.2	27.6
その他(n=20)	10.0	30.0	5.0	5.0	20.0	25.0	5.0	
【知的障がい者】	知的障がい者全体(n=277)	11.2	42.2	14.4	6.5	1.8	19.5	4.3
	現在の生活場所別							
	自宅(n=252)	11.5	44.0	13.5	5.6	2.0	19.0	4.4
	病院に入院中(n=4)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	障がい者入所施設(n=6)	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0
	グループホーム・ケアホーム(n=8)	0.0	0.0	50.0	37.5	0.0	0.0	12.5
	障がい児入所施設(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	介護保険施設(n=2)	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
その他(n=2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	
【精神障がい者】	精神障がい者全体(n=236)	23.7	35.6	5.5	2.5	3.4	20.8	8.5
	現在の生活場所別							
	自宅(n=206)	24.8	39.3	4.4	2.4	3.4	19.4	6.3
	病院に入院中(n=12)	0.0	8.3	25.0	0.0	0.0	41.7	25.0
	障がい者入所施設(n=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	グループホーム・ケアホーム(n=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
	障がい児入所施設(n=0)	—	—	—	—	—	—	—
	介護保険施設(n=3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
その他(n=7)	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3	

イ. 今後の日中の過ごし方

いずれの障がい種別においても、「わからない」が最も高くなっています。

他の障がい種別と比較して、割合が高くなっている項目としては以下の項目が挙げられます。

【身体障がい者】

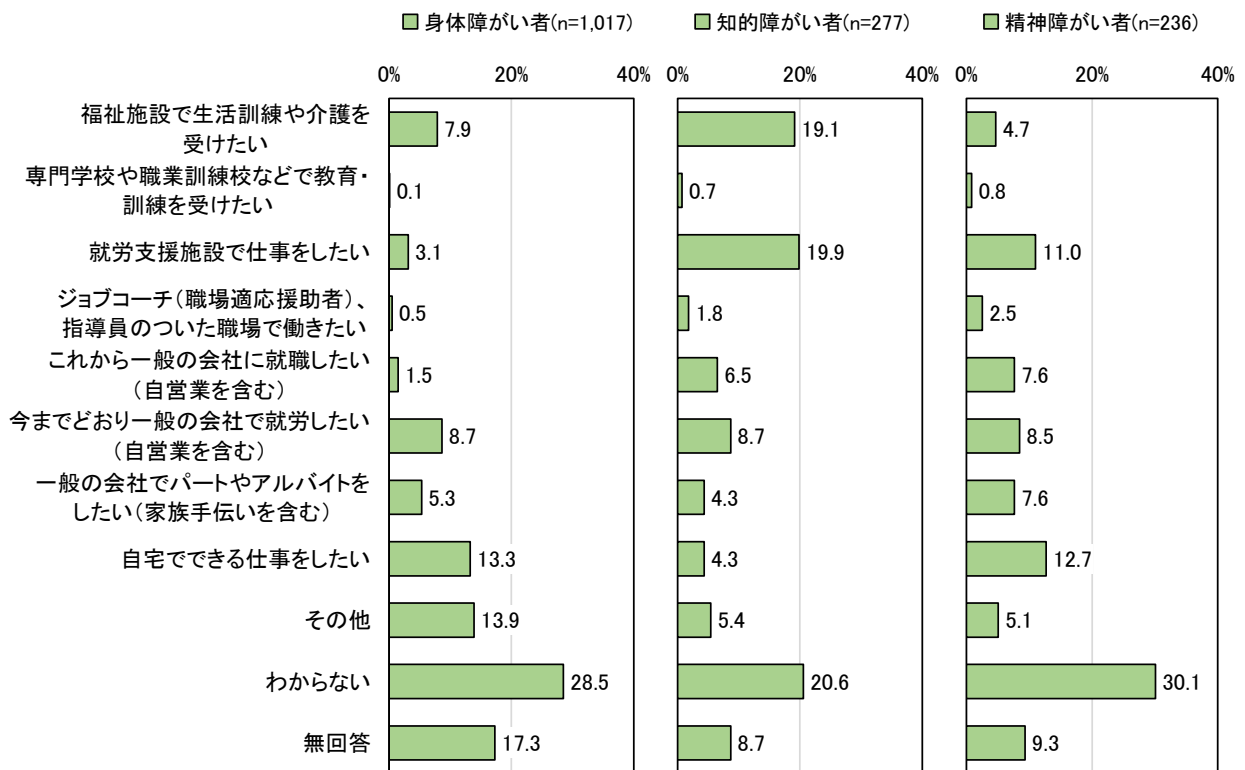
「自宅でできる仕事をしたい」

【知的障がい者】

「福祉施設で生活訓練や介護を受けたい」「就労支援施設で仕事をしたい」

【精神障がい者】

「就労支援施設で仕事をしたい」「自宅でできる仕事をしたい」

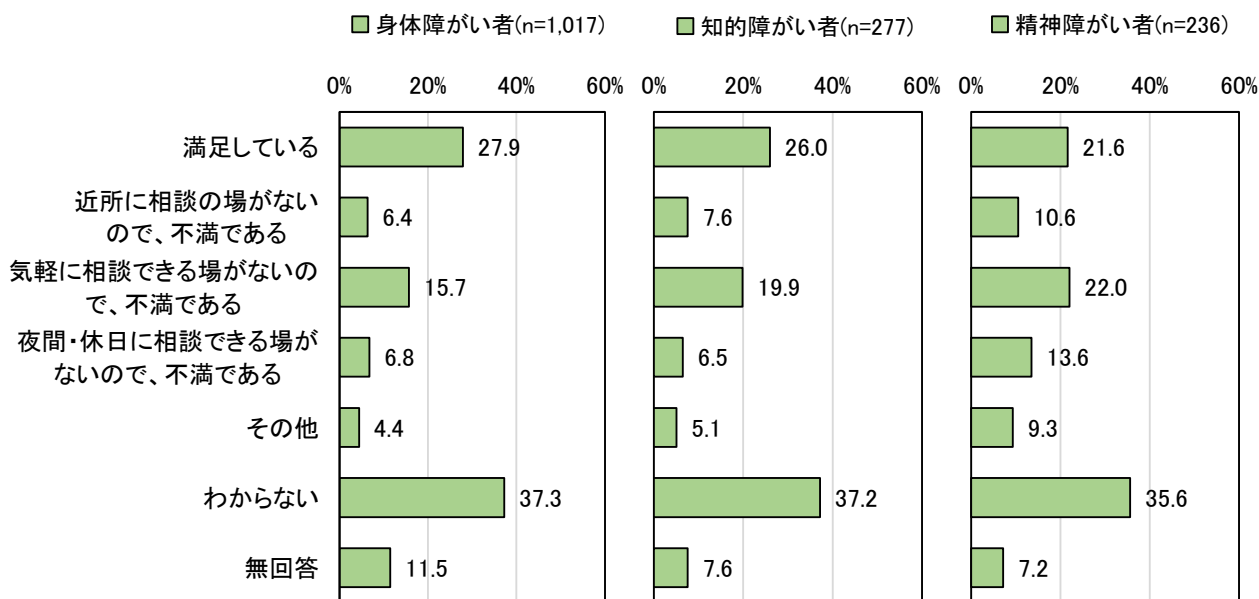


⑤相談ごと

ア. 相談体制の現状について

現状の相談体制について「満足している」は、いずれの障がい種別においても2割台となっています。

精神障がい者では、相談体制への不満を抱えている割合が、他の障がい種別と比較して高くなっています。

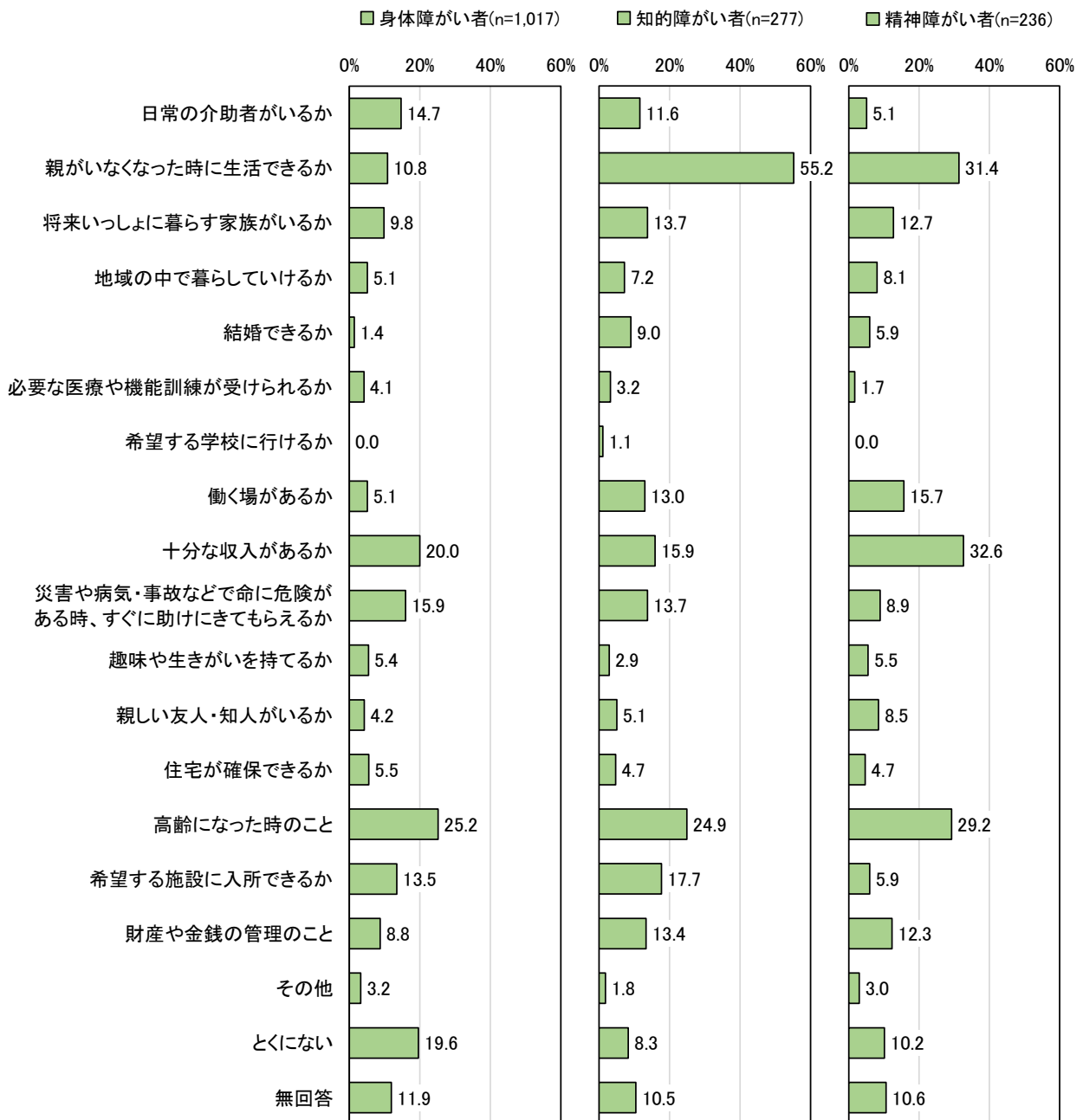


イ. 将来の悩みごと

身体障がい者では、「高齢になった時のこと」が25.2%で最も高く、以下「十分な収入があるか」が20.0%、「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」が15.9%となっています。

知的障がい者では、「親がいなくなった時に生活できるか」が55.2%で最も高く、以下「高齢になった時のこと」が24.9%、「希望する施設に入所できるか」が17.7%となっています。

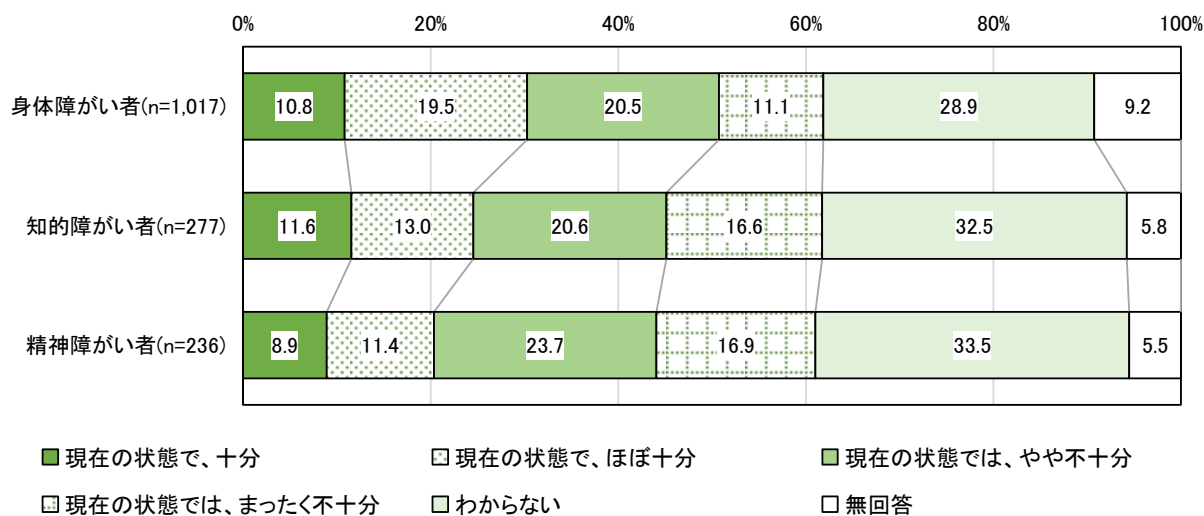
精神障がい者では、「十分な収入があるか」が32.6%で最も高く、以下「親がいなくなった時に生活できるか」が31.4%、「高齢になった時のこと」が29.2%となっています。



⑥情報収集

ア. 福祉に関する情報について

「現在の状態で、十分」「現在の状態で、ほぼ十分」を合わせた『十分』の割合と、「現在の状態では、やや不十分」「現在の状態では、まったく不十分」を合わせた『不十分』の割合をみると、身体障がい者では、『十分』が30.3%、『不十分』が31.6%、知的障がい者では、『十分』が24.6%、『不十分』が37.2%、精神障がい者では、『十分』が20.3%、『不十分』が40.6%でいずれの障がい種別においても、『不十分』が『十分』を上回っています。



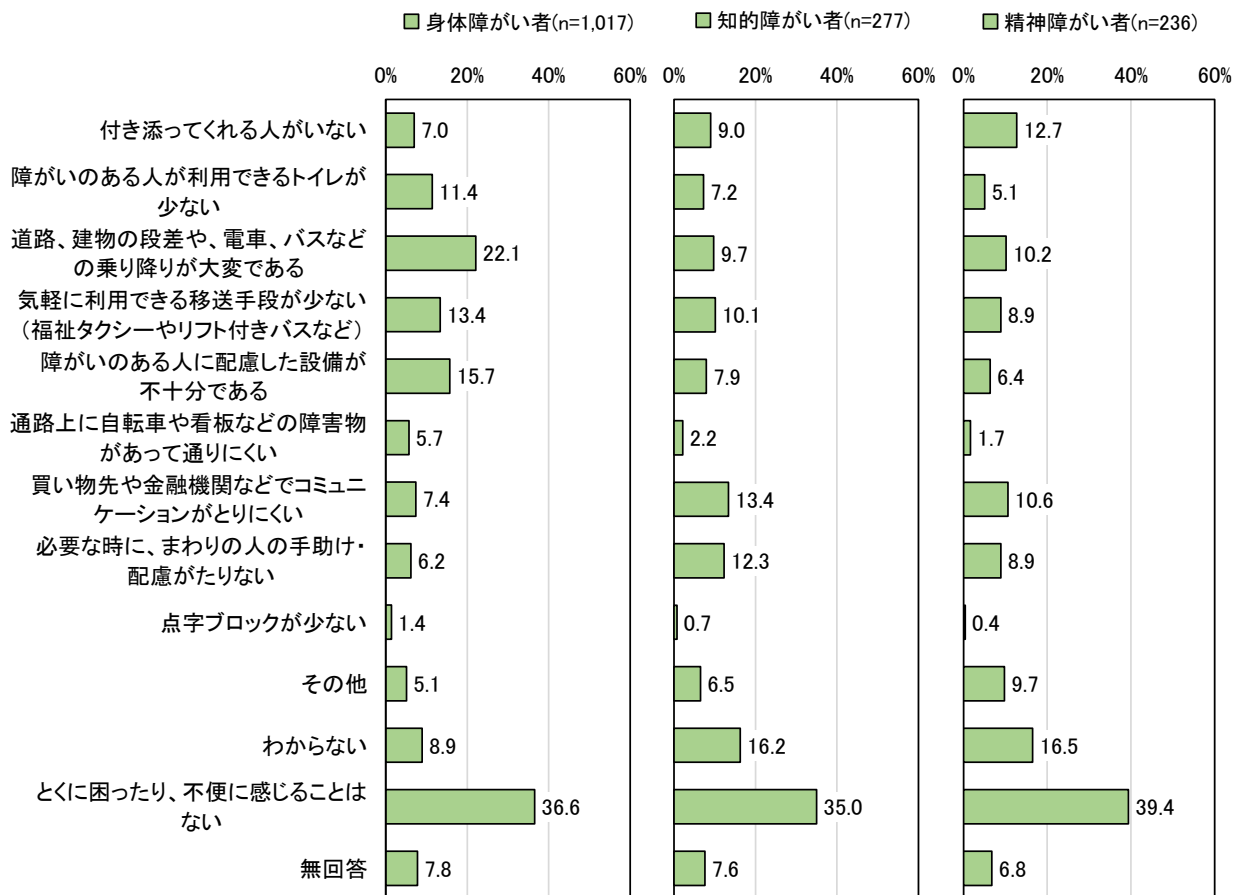
⑦外出の状況

ア. 外出時の困りごと

いずれの障がい種別においても、「とくに困ったり、不便に感じることはない」が3割台となっています。

身体障がい者では、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が22.1%、「障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が15.7%で、建物・設備に関する項目が高くなっています。

知的障がい者と精神障がい者では、「買い物先や金融機関などでコミュニケーションがとりにくい」がともに1割を超えています。



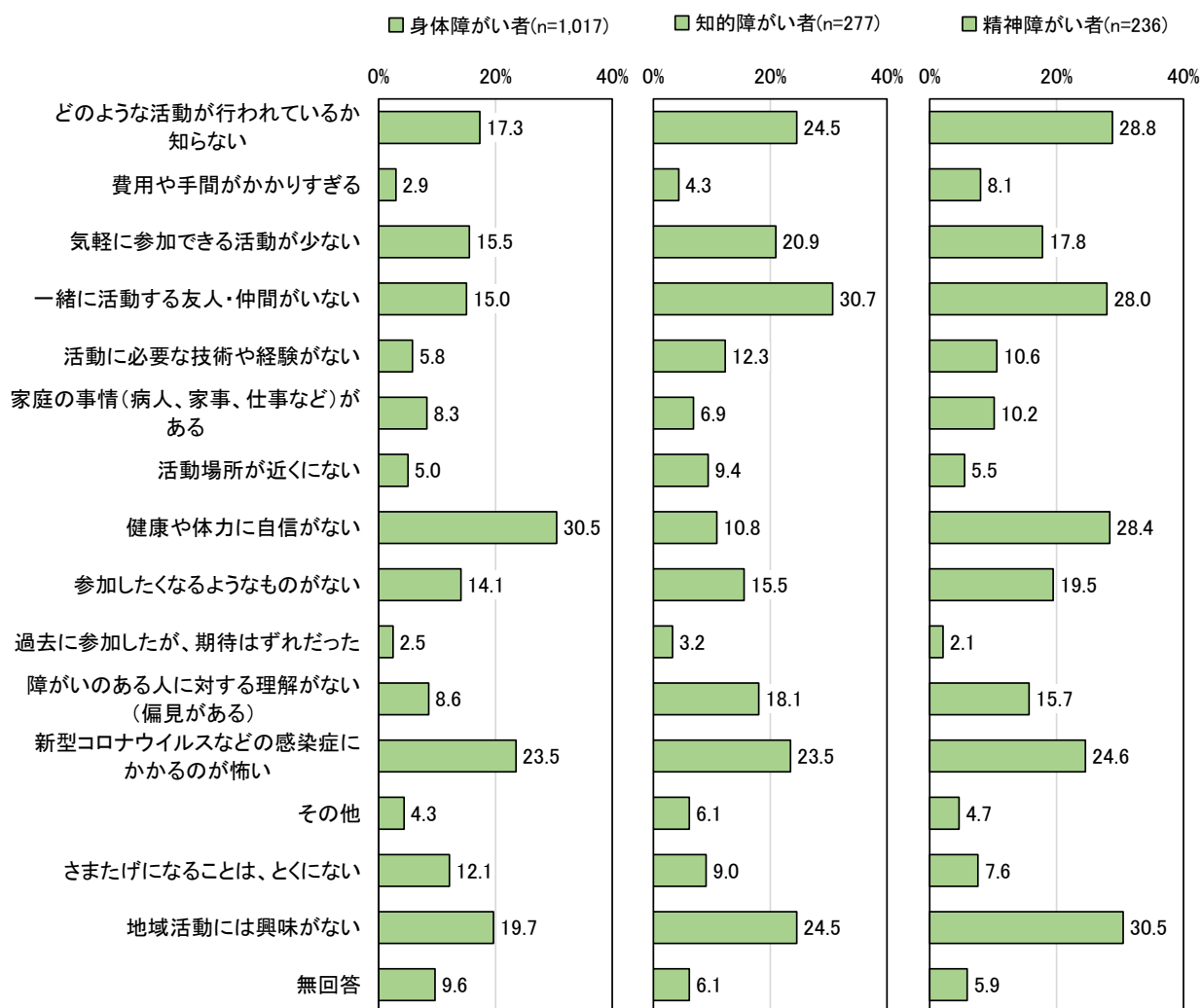
⑧地域とのかかわり

ア. 地域活動に参加する際の問題

身体障がい者と精神障がい者では、「健康や体力に自信がない」が3割前後となっており、知的障がい者では「一緒に活動する友人・仲間がいない」が30.7%で最も高くなっています。

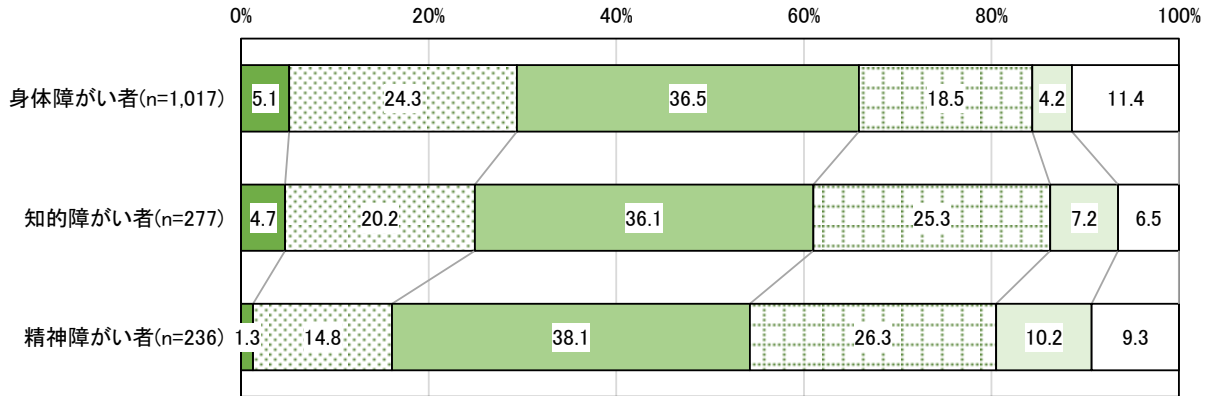
いずれの障がい種別においても、「地域活動には興味がない」が高い割合を占めています。

また、「どのような活動が行われているか知らない」「新型コロナウイルスなどの感染症にかかるのが怖い」も高くなっています。地域活動への参加率を向上させるうえで、感染症の影響も大きいですが、地域活動の周知・啓発の必要性も伺えます。



イ. 障がいのある人への市民の理解

身体障がい者では、「かなり理解がある」「まあまあ理解がある」を合わせた『理解がある』の回答が、「あまり理解がない」「まったく理解がない」を合わせた『理解がない』の回答を上回っているのに対し、知的障がい者と精神障がい者では、『理解がない』が上回っています。



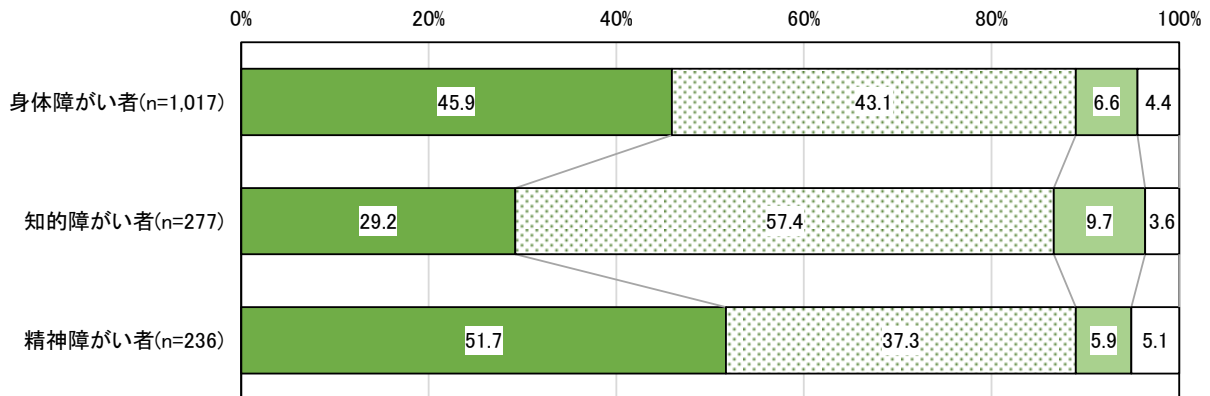
■ かなり理解がある □ まあまあ理解がある ■ どちらとも言えない □ あまり理解がない □ まったく理解がない □ 無回答

⑨災害時について

ア. 災害時の避難の可否

いずれの障がい種別においても、「一人で避難できる」と「介助者がいれば避難できる」を合わせると、8割以上の方が避難できると回答しています。

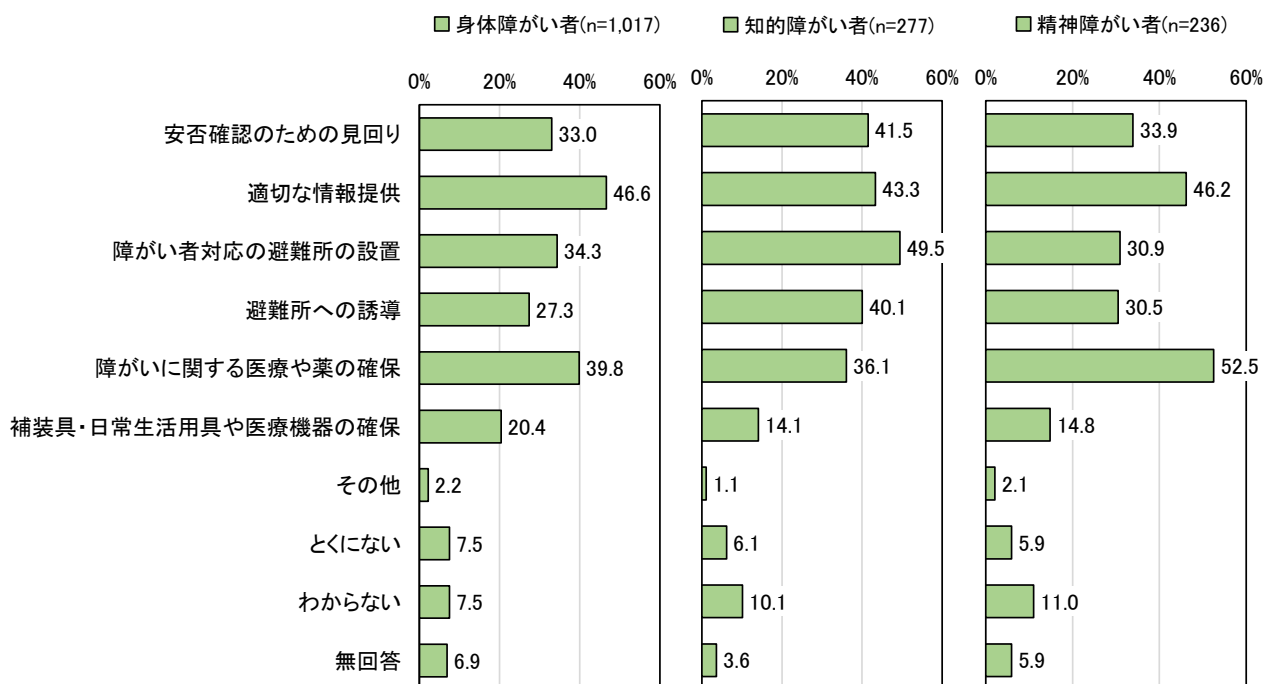
ただし、知的障がい者では、「介助者がいても避難できない」が9.7%、「介助者がいれば避難できる」が57.4%となっており、避難支援を必要とする人の割合が高いことが伺えます。



■ 一人で避難できる □ 介助者がいれば避難できる ■ 介助者がいても避難できない □ 無回答

イ. 災害時に市に期待すること

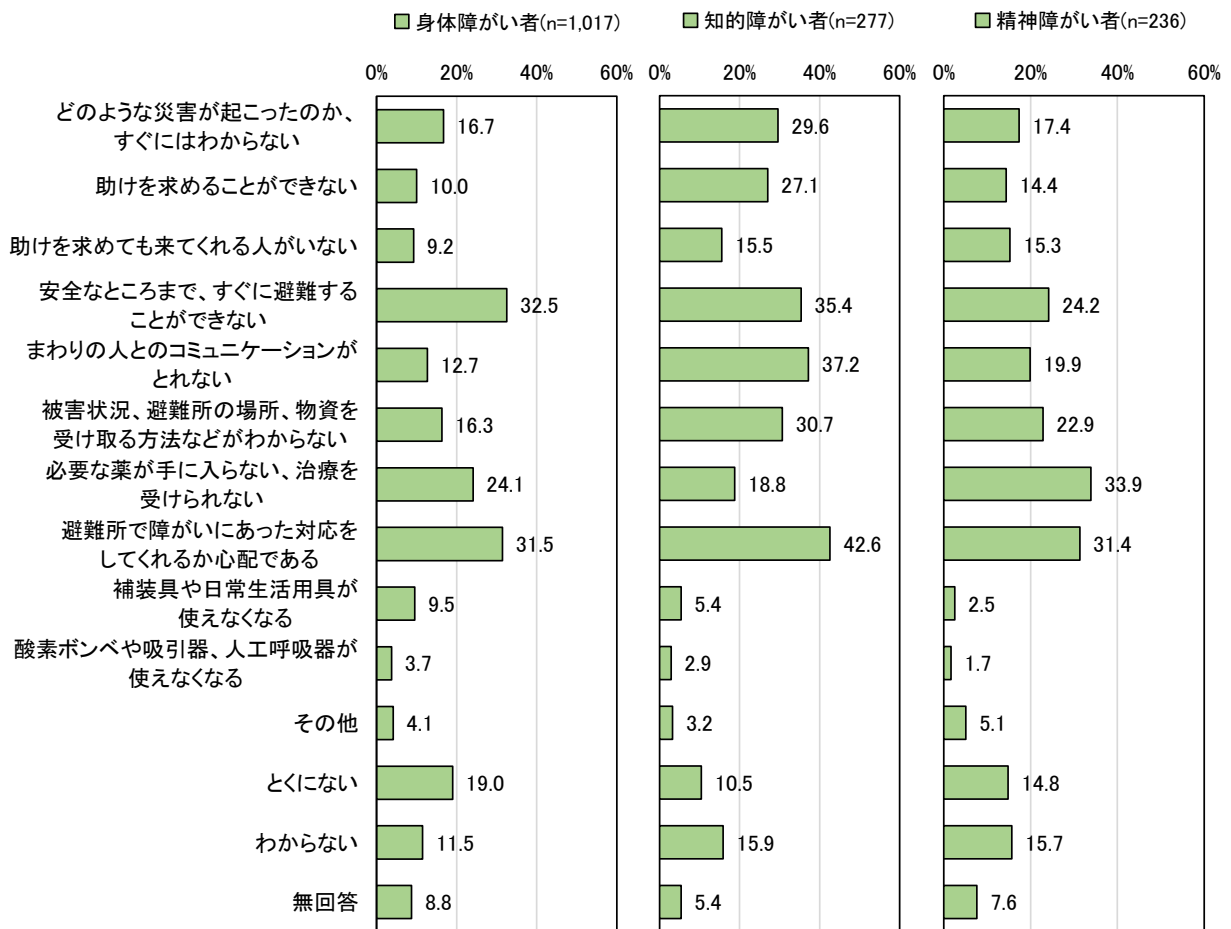
「適切な情報提供」「障がいに関する医療や薬の確保」が、精神障がい者では5割前後、身体障がい者では4割前後で上位を占めています。知的障がい者では、「障がい者対応の避難所の設置」が49.5%、「避難所への誘導」が40.1%で、避難所に関する項目が他の障がい種別と比較して高くなっています。



ウ. 災害時の困りごと

身体障がい者では「安全なところまで、すぐに避難することができない」が32.5%、知的障がい者では「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が42.6%、精神障がい者では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が33.9%で、それぞれ最も高く、障がい種別によって、災害時の困りごとの最上位項目が異なっています。

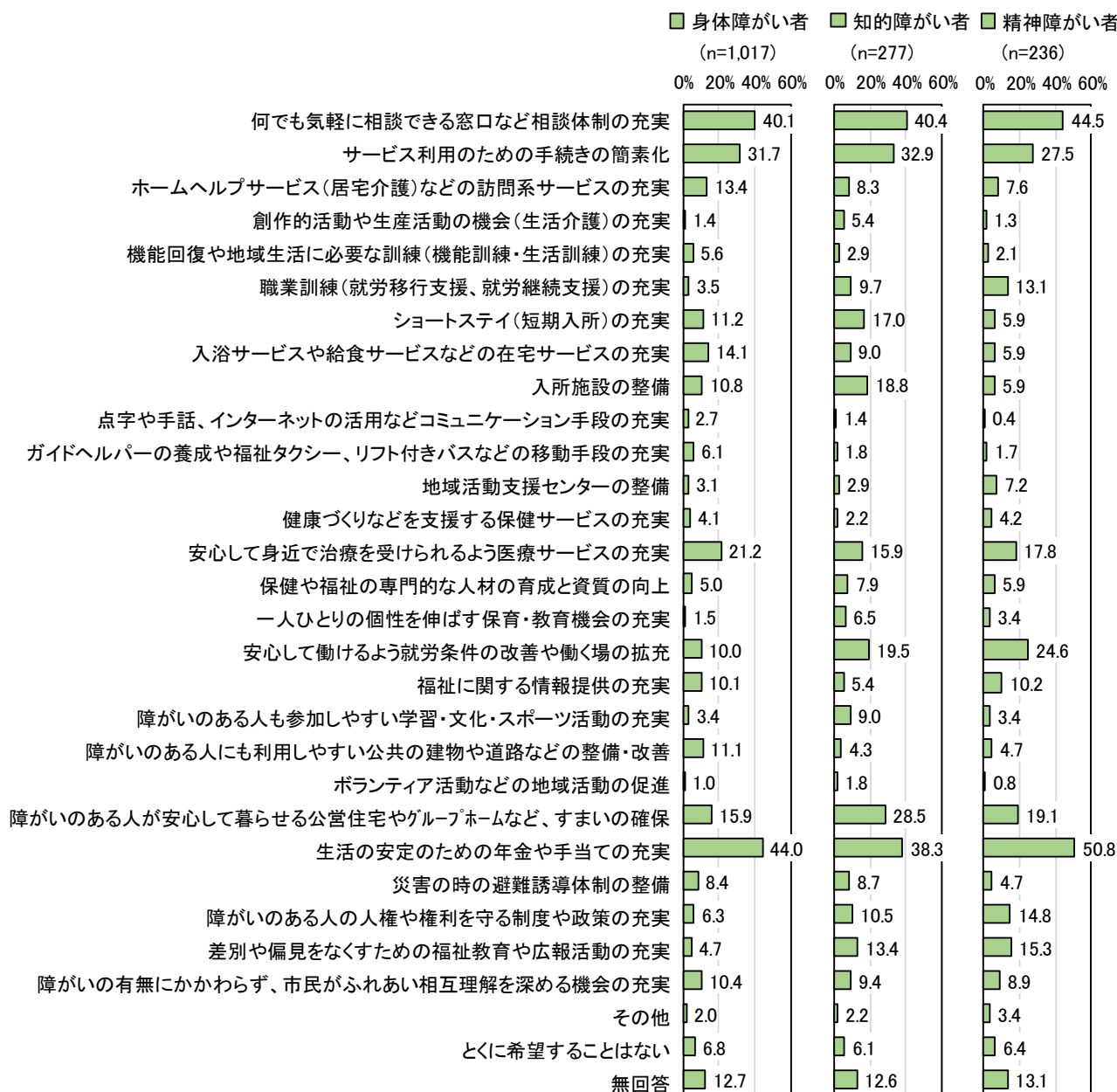
知的障がい者では、他の障がい種別と比較して割合が高い項目が多く、配慮すべき項目が多岐にわたることが伺えます。



⑩今後の障がい者施策について

ア. 障がい者施策で望むこと

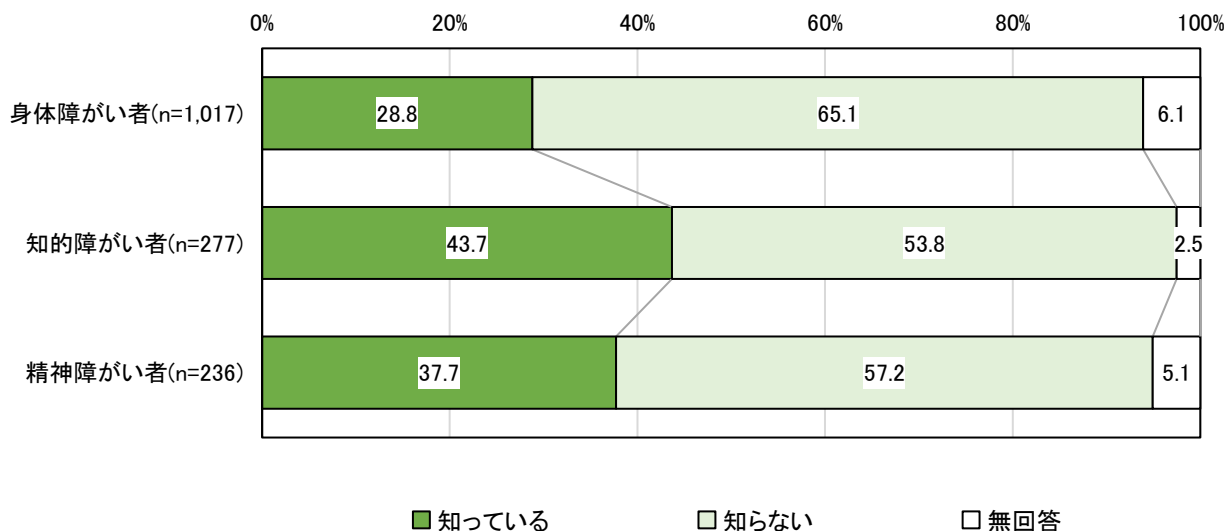
いずれの障がい種別においても、「何でも気軽に相談できる窓口など相談体制の充実」と「生活の安定のための年金や手当での充実」の2項目が上位となっています。



⑪ヘルプマーク・ヘルプカードについて

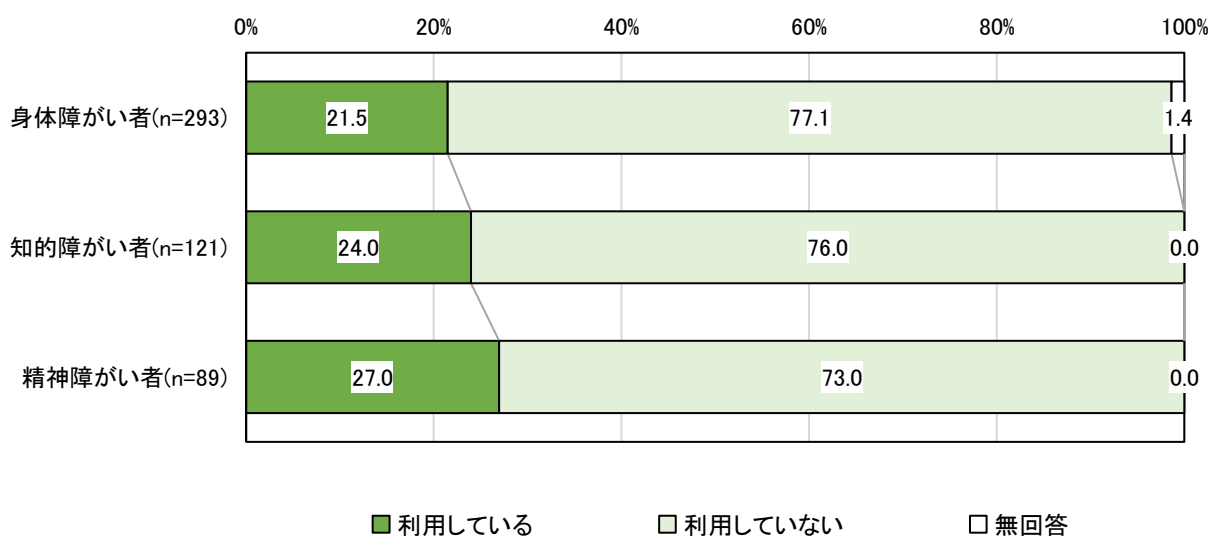
ア. ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度

「知っている」の割合は、知的障がい者が43.7%で最も高く、「知らない」の割合は、身体障がい者が65.1%で最も高くなっています。



イ. ヘルプマーク・ヘルプカードの利用の有無

上記「ア。」で「知っている」のうち、「利用している」の割合は、いずれの障がい種別においても、2割台となっており、認知度ほどの差異はありません。

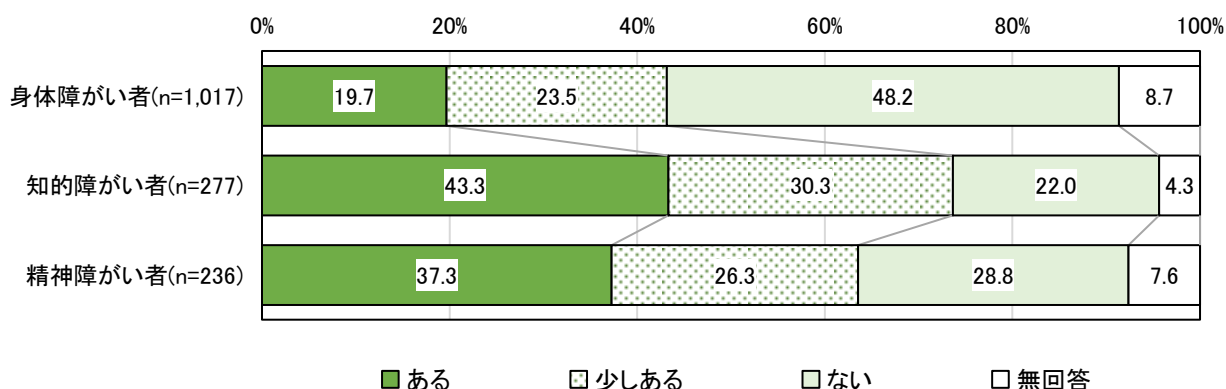


⑫差別について

ア. 差別や嫌な思いをした経験

「ある」の割合は、知的障がい者が43.3%で最も高く、「少しある」と合わせると、7割以上の人が差別や嫌な思いをした経験を持っています。

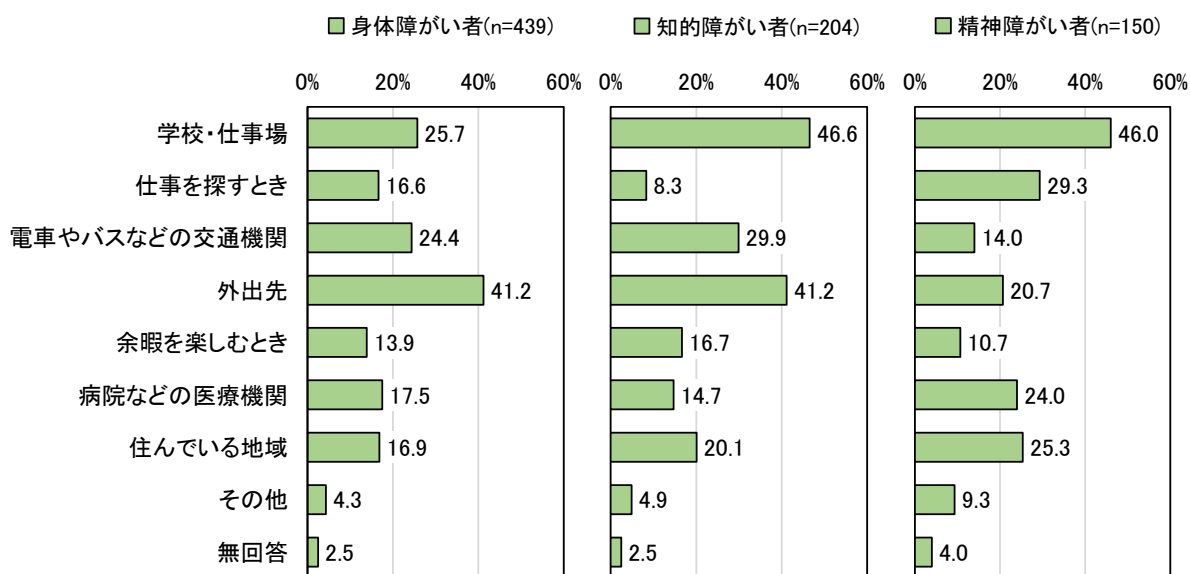
また、精神障がい者についても差別や嫌な思いをした経験を持っている人は6割を超えています。



イ. 差別や嫌な思いをした場所

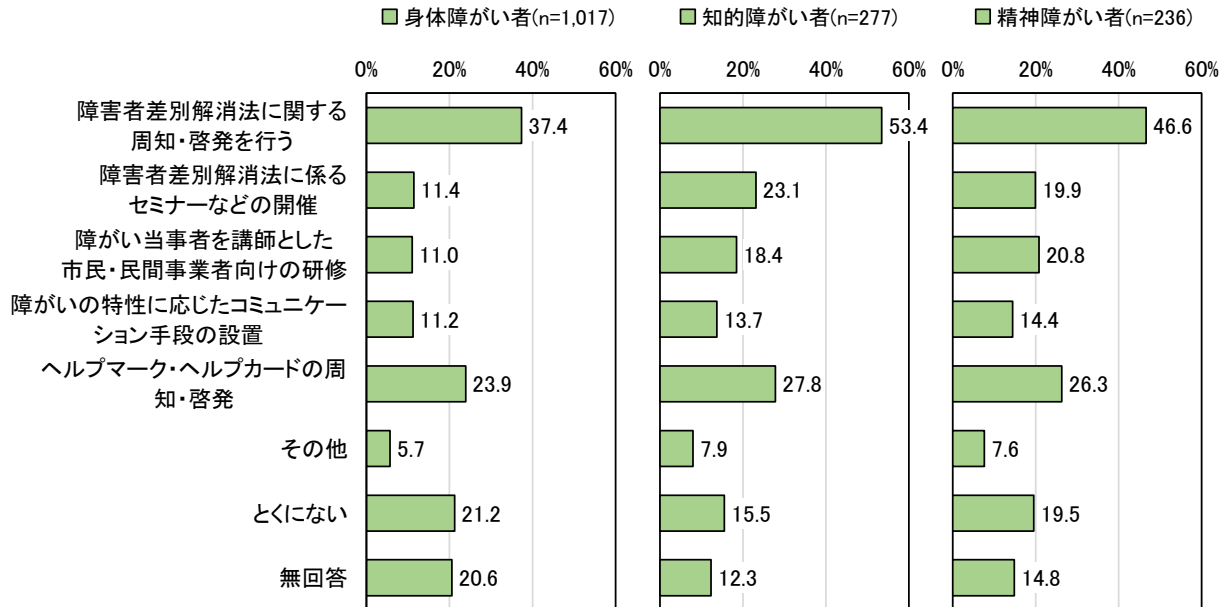
上記「ア.」で「ある」のうち、身体障がい者では、「外出先」が41.2%で最も高く、知的障がい者と精神障がい者では、「学校・仕事場」が4割台半ばと最も高くなっています。

身体障がい者と知的障がい者は「電車やバスなどの交通機関」が高いのに対し、精神障がい者は「仕事を探するとき」や「病院などの医療機関」「住んでいる地域」が高くなっています。



ウ. 差別を解消するために必要だと思うこと

いずれの障がい種別においても、「障害者差別解消法に関する周知・啓発を行う」と「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発」の2項目が上位となっています。

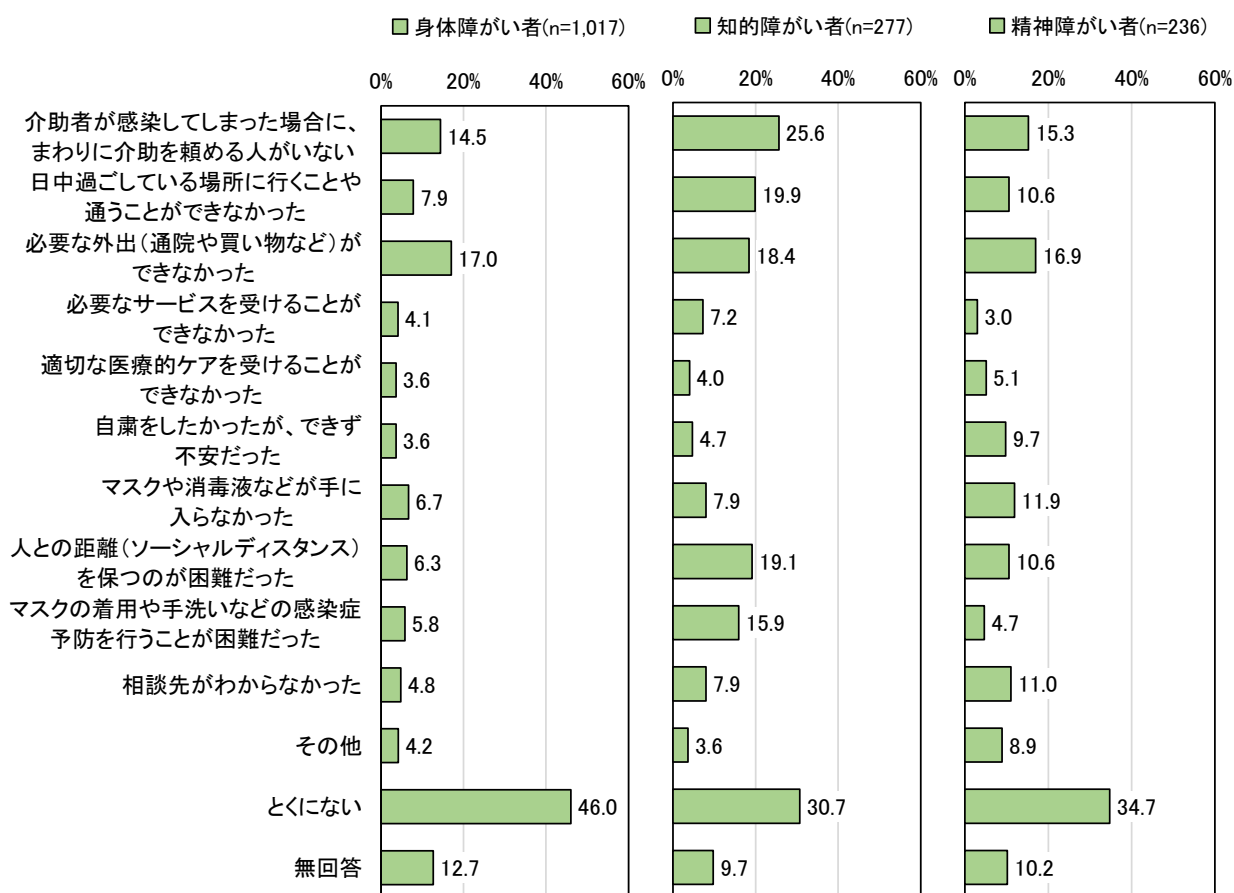


⑬新型コロナウイルスについて

ア. 新型コロナウイルスの流行に伴い、日常生活を送る上で困ったこと

「とくにない」を除くと、身体障がい者と精神障がい者では「必要な外出（通院や買い物など）ができなかった」が最も高く、知的障がい者では「介助者が感染してしまった場合に、まわりに介助を頼める人がいない」が最も高くなっています。

知的障がい者では、「日中過ごしている場所（会社・福祉施設・学校など）に行くことや通うことができなかった」「人との距離（ソーシャルディスタンス）を保つのが困難だった」「マスクの着用や手洗いなどの感染症予防を行うことが困難だった」との回答が他の障がい種別と比較して高くなっています。



(3) 調査結果からみる現状と課題

①回答者の属性（20～21 ㉮）

障がい種別による年齢構成の差異が顕著になっています。身体障がい者は70歳以上が6割弱（前回は4割強）、知的障がい者は30～50歳代が4割台半ば、30歳未満が4割弱、精神障がい者は30～50歳代が5割強となっており、身体障がい者は高齢化が進んでいることがわかります。

②介助・介護者（21 ㉮）

身体障がい者では「配偶者」が3割を超えており、回答者の年齢構成から考えると高齢者が高齢者の世話をする老老介護の状況が考えられます。また、知的障がい者では「母親」が約4割を占めており、精神障がい者では「配偶者」「母」が最も多くなっています。

③日中の過ごし方（22～25 ㉮）

今後の日中の過ごし方では、身体障がい者では「自宅でできる仕事」、知的障がい者では「就労支援施設」と「福祉施設」、精神障がい者では「自宅でできる仕事」と「就労支援施設」の意向が高く、多様な就労の場を充実するとともに、それぞれ2～3割の過ごし方がわからない層に向けた日中活動の場等を充実していくことが求められます。

就労に関する悩みや困りごとについて、すべての障がい種別で「収入が少ない」が最も多くなっており、収入面での安定が最重要課題と言えます。また、精神障がい者では、他の障がい種別より、多くの悩みや困りごとを抱えていることが伺え、多様なニーズに対応できる支援が求められます。

障がいのある人が働くために必要と思われる環境としては、すべての障がい種別で「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が最も多くなっており、障がいや障がいのある人への理解促進が重要です。また、「勤務する時間や日数を調整できること」や「通勤手段があること」も、障がい種別を問わず割合が高くなっており、就労環境の整備が求められます。

通園・通学先に望むこととしては、知的障がい者のニーズが多くみられ、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」や「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」などの割合が比較的高くなっており、相談支援体制の充実が求められます。

④今後の生活（26～27 ㉮）

今後の生活の場として、「一人で暮らしたい」と「自宅で家族や親族と暮らしたい」の合計が過半数を占めており、在宅生活を支える福祉サービスの充実や地域の支え合いが重要です。

今後の日中の過ごし方としては、すべての障がい種別において「わからない」が最も多くなっており、だれもが自分らしく、自己実現や社会参加ができるような支援や取組が重要です。また、身体障がい者は「自宅でできる仕事をしたい」、知的障がい者は「福祉施設で生活訓練や介護を受けたい」と「就労支援施設で仕事をしたい」、精神障がい者は「自宅でできる仕事をしたい」と「就労支援施設で仕事をしたい」が比較的多くなっており、個々のニーズに応じた多様な支援が求められます。

⑤相談ごと（28～29 頁）

現状の相談体制について「満足している」は、すべての障がい種別で2割台となっており、高齢になっても、親亡き後も安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制や生活支援体制の充実が求められます。また、将来の悩みごとは、身体障がい者では「高齢になった時のこと」が2割台半ば、知的障がい者では「親がいなくなった時に生活できるか」が5割台半ば、精神障がい者では「十分な収入があるか」と「親がいなくなった時に生活できるか」がともに3割強など、不安の内容は多岐にわたっていることが伺えます。

⑥情報収集（30 頁）

すべての障がい種別で「不十分」との回答が「十分」との回答を上回っています。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立した背景には、障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であるという考え方があることから、情報の取得利用や意思疎通のための施策を総合的に推進することが求められます。

⑦外出の状況（31 頁）

外出時の困りごとについて、身体障がい者では、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」と「障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が比較的多く、建物・設備に関することとして、ハード面のバリアフリー環境の整備が課題となっています。

知的障がい者と精神障がい者では、「買い物先や金融機関などでコミュニケーションがとりにくい」が1割を超えており、心のバリアフリーの推進や合理的配慮の提供が求められます。

⑧地域とのかかわり（32～33 頁）

地域活動に参加する際の問題として、身体障がい者と精神障がい者では、「健康や体力に自信がない」が最も多く、知的障がい者では「一緒に活動する友人・仲間がない」が最も多くなっており、健康面の配慮やボランティア等による参加支援が求められます。また、「地域活動には興味がない」や「どのような活動が行われているか知らない」も多くなっており、地域活動への参加を促進するために、活動の周知・啓発の必要性も高くなっています。

障がいのある人への市民の理解について、知的障がい者と精神障がい者では「理解がない」との回答が「理解がある」との回答を上回っており、障がいや障がいのある人への市民の理解促進が課題です。

⑨災害時について（33～35 頁）

災害時の避難について、知的障がい者において避難支援を必要とする人が比較的多く、必要な避難支援体制の確保が課題です。

災害時に市に期待することとしては、身体障がい者と精神障がい者では、「適切な情報提供」や「障がいに関する医療や薬の確保」が比較的多く、知的障がい者では、「障がい者対応の避難所の設置」や「避難所への誘導」が比較的多くなっており、障がいに応じた支援体制の充実や配慮が求められます。

⑩今後の障がい者施策について（36 ㊦）

障がい者施策で望むことについて、すべての障がい種別で「何でも気軽に相談できる窓口など相談体制の充実」と「生活の安定のための年金や手当の充実」の2項目が上位となっており、施策の充実と周知が求められます。

⑪ヘルプマーク・ヘルプカードについて（37 ㊦）

ヘルプマーク・ヘルプカードについて、いずれの障がい種別においても「知らない」が過半数を占めており、制度の周知が求められます。

⑫差別について（38～39 ㊦）

差別や嫌な思いをした経験について、知的障がい者では7割強、精神障がい者では6割強を占めています。差別や嫌な思いをした場所は、身体障がい者では「外出先」が最も多く、知的障がい者と精神障がい者では「学校・仕事場」が最も多くなっています。また、身体障がい者と知的障がい者は「電車やバスなどの交通機関」が比較的多く、精神障がい者は「仕事を探するとき」や「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」が比較的多くなっており、あらゆる場における差別の解消が求められます。

⑬新型コロナウイルスについて（40 ㊦）

身体障がい者と精神障がい者では「必要な外出ができなかった」が最も多く、知的障がい者では「介助者が感染してしまった場合に、まわりに介助を頼める人がいない」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「日中過ごしている場所に行くことや通うことができなかった」や「人との距離を保つのが困難だった」、「マスクの着用や手洗いなどの感染症予防を行うことが困難だった」との回答が比較的多くなっています。

新型コロナウイルス感染症により、地域との関わりが断たれてしまい、孤独・孤立の状況にある人などへの対策が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いを思いやり、人格と個性を認め合い、ともに支え合い、協力し合う共生社会を目指します。

障がいは、特別な人だけの問題ではなく、だれの身にも起こりうることです。

また、障がいがあることで必要となる支援は、人それぞれ異なります。すべての市民が障がいについて一層の理解を深め、障がいのある人が自立して自分らしく生きていけるよう、地域全体で支える必要があります。

国は、「障害者基本計画（第5次）」において、共生社会の実現に向け、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの」としています。

本市では、この方針を踏まえ、引き続き共生社会の実現を目指し、第5次沼津市障がい者計画においても「だれもが自分らしく お互いを思いやり とともに生きるまち ぬまづ」を基本理念に掲げます。

だれもが自分らしく お互いを思いやり とともに生きるまち ぬまづ

2 基本目標

基本理念の実現にあたり、以下の4つを基本目標として掲げ、障がいのある人が自分らしく安心して地域で自立した生活ができる沼津市を目指します。

基本目標1 共生社会をつくるために

障がいのある人もない人も、ともに人格と個性を認め合い、共生する社会をつくるため、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供を推進するとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動、意思疎通支援等に取り組みます。

基本目標2 地域で安心して豊かに暮らすために

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療サービスの充実や、相談支援体制の充実を進めるほか、地域での見守りや災害時に支援する体制づくりなど、生活環境の整備に取り組みます。

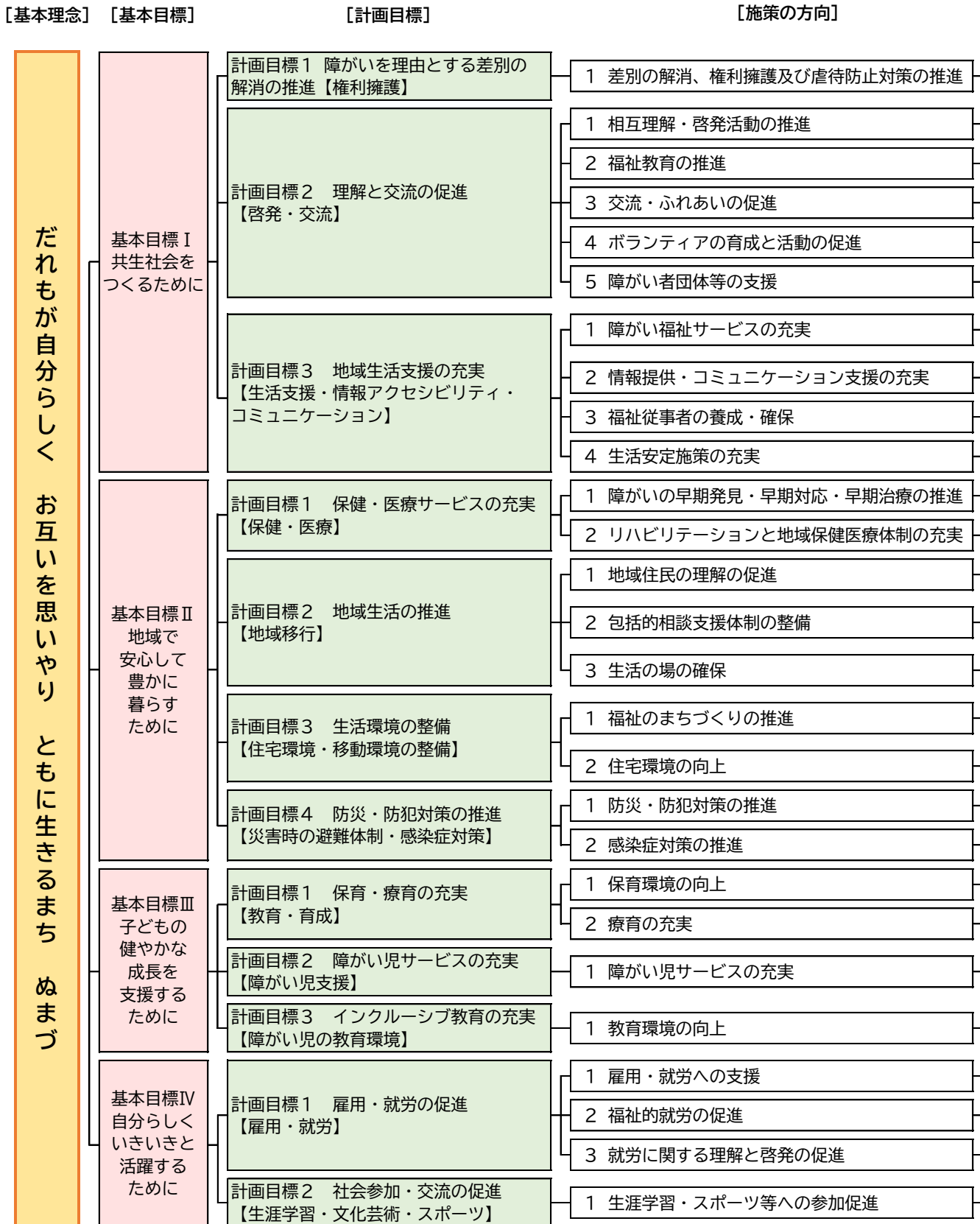
基本目標3 子どもの健やかな成長を支援するために

障がいの有無にかかわらず、子どもへの理解と愛情で結ばれた地域の中で健やかに育ち、能力やそれぞれの個性を最大限に伸ばせるよう、支援するための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の充実を図ります。

基本目標4 自分らしくいきいきと活躍するために

障がいのある人が、個性や能力を最大限に発揮し、いきいきとした社会生活を送ることができるよう、就労環境を充実させるとともに、文化芸術・スポーツ等を通じたふれあいや生きがいづくりを推進します。

3 施策体系



【具体的施策】

(1) 障がい理由とする差別の解消の理解と合理的配慮の推進 (2) 権利擁護、成年後見制度の利用促進 (3) 選挙への参加促進 (4) 司法手続における配慮への協力 (5) 虐待防止対策の推進
(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進と啓発強化 (2) 障がいのある人のニーズの把握 (3) 啓発活動への障がいのある人の参加 (4) ヘルプマークの利用促進 (5) SDGsの推進
(1) ライフステージに応じた福祉教育の推進 (2) 学校教育における障がいのある人への理解の促進
(1) 交流機会の創出 (2) 沼津市福祉施設連絡協議会への支援
(1) ボランティアの育成と活動の充実 (2) ボランティア活動への参加促進
(1) 障がい者関係団体の活動支援 (2) 各種団体との連携強化
(1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 入所系サービス(住まいの場)の充実 (4) 短期入所サービスの利用促進 (5) 安心な生活環境の支援
(1) 障がいの特性に応じた情報提供の充実 (2) 障がいのある人の拠点施設への情報集約・提供 (3) コミュニケーション支援事業の利用促進
(1) 福祉マンパワーの確保・育成
(1) 障害者手帳取得の啓発 (2) 経済的支援制度の利用促進
(1) 早期発見の推進 (2) 早期対応・早期治療の充実
(1) 日常生活動作の回復の支援 (2) 医療機関等との連携強化 (3) 医療費助成制度の適正実施
(1) 地域生活への移行に関する広報・啓発 (2) 地域住民による支え合いの体制支援
(1) 総合的相談支援体制の充実 (2) 沼津市障がい者自立支援協議会を中心とした支援体制の強化 (3) 専門相談員の充実 (4) 地域生活支援拠点体制の整備
(1) 住まいの確保
(1) ユニバーサルデザイン等の促進 (2) 公共施設等の整備の促進 (3) 民間施設の整備の促進 (4) 移動環境の整備の促進 (5) 道路環境の整備の促進
(1) 住宅に関する相談及び啓発
(1) 平常時におけるサポート体制の強化 (2) 災害発生時におけるサポート体制の強化 (3) 防犯体制の充実
(1) 感染症予防・感染症対策の周知徹底
(1) 障がい児保育・教育の充実 (2) 保育環境の整備・充実 (3) 保育に関わる人材の育成・指導
(1) 療育相談・就学相談の充実
(1) 障がい児通所支援の充実
(1) 教育相談・進路相談等の充実 (2) ともに学び合う教育の推進 (3) 教育環境の整備・充実 (4) 教育に関わる人材の育成・指導 (5) インクルーシブ教育システムの推進
(1) 雇用機会の拡大
(1) 福祉的就労の促進 (2) 所得保障・工賃向上の取組への支援
(1) 雇用に関する理解と啓発の促進
(1) 参加機会・情報提供の充実 (2) スポーツ・学習への参加に向けた環境整備 (3) スポーツ指導員や講師の育成促進と障がいのある人への理解

第4章 基本計画

基本目標 I 共生社会をつくるために

計画目標 1 障がいをも理由とする差別の解消の推進【権利擁護】

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法等に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

また、障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

1 差別の解消、権利擁護及び虐待防止対策の推進

障がいがあることによって不当な扱いを受けることは、現実には起こっており、この根絶は急務です。障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する不当な差別の禁止、及び合理的配慮の実践について促進します。

また、障がいにより判断能力が十分でない人に対し、財産の取引や各種手続、契約などの生活の支援を行う成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。併せて、適正に後見業務を行うことのできる法人等の確保や体制整備に努めます。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けて、障害者虐待防止法の周知・啓発に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障がいを理由とする差別の解消の理解と合理的配慮の推進

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、それぞれの障がいに応じた「合理的配慮」の提供が行われる社会とするため、障害者差別解消法の周知・啓発や取組を促進します。

(2) 権利擁護、成年後見制度の利用促進

障がいのある人の権利や財産の保全を図るため、関係機関と連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進に努めます。

①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進

障がいにより判断を適切に行うことが難しい人に対し、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や見守りを中心に、付随的に日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などのお手伝いをすることで、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

②成年後見制度の利用促進

障がいにより判断能力が十分でない人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人のために、財産管理や福祉サービスの契約等の身上保護に関することをサポートする成年後見制度における法定後見の審判の申し立て等について支援します。

また、沼津市成年後見支援センターでは、成年後見制度の広報、相談を行い、関係機関とのネットワーク構築に努めます。

(3) 選挙への参加促進

選挙等の投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするため、投票所内の整備や投票方法等の配慮に努めます。

(4) 司法手続における配慮への協力

障がいのある人が刑事事件や少年の保護事件に関する手続の対象となった場合、また、民事事件等の当事者などになった場合には、障がいのある人が権利を円滑に行使できるよう、関係機関が行う障がい特性に応じた意思疎通の手段を確保するための配慮や研修、その他必要な施策に協力します。

(5) 虐待防止対策の推進

地域住民や福祉サービス提供事業者、関係機関等と連携して、障がいのある人が家庭や施設、企業等で虐待や差別を受けることのないよう、障害者虐待防止法の周知・啓発に努めます。また、虐待の早期発見や被害者の一時避難場所の確保など、相談支援体制の充実を図ります。

計画目標2 理解と交流の促進【啓発・交流】

障がいのある人が生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、障がいのある人もない人も、一人ひとりが支え合いながら、安心して心豊かに暮らせるように、障がいや障がいのある人についての理解を深める取組や福祉教育、交流の場の提供等を推進します。

1 相互理解・啓発活動の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の人々の障がいへの理解を広げ、障がいのある人への配慮が広く地域で実践されることが必要です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する周知・啓発、障がいのある人との交流等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を推進します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進と啓発強化

ノーマライゼーションを促進するため、広報ぬまづや市ホームページ、SNSによる情報発信や様々なイベントなどを通じて、身体・知的・精神、難病、発達等の障がい特性や障がいのある人達が感じている社会的障壁の解消に向けた理解を広げます。

①「障害者週間市民の集い」の充実と一般市民の参加者拡大

市民の障がいに関する正しい理解と認識を深めるため、毎年12月の障害者週間に開催している「障害者週間市民の集い」に、多くの市民が集まるよう、周知と内容の充実を図ります。

②「手話講習会」への参加促進

手話の学習を通じ、聴覚に障がいのある人が抱える問題を考える場として、毎年実施している「手話講習会」により多くの市民の参加を促進します。

③「沼津市手話言語条例」への理解促進 ***新規***

手話は言語であるとの認識のもと、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及等を図るための施策を推進します。

④身体障害者補助犬に対する理解の促進

視覚、肢体不自由、聴覚に重度の障がいのある人の日常生活動作を補助する身体障害者補助犬について、市民の理解促進に努めます。

⑤企業、団体等を対象にした障がい福祉の啓発活動推進

企業や団体等が、組織として障がい福祉の推進に取り組んでもらえるよう、働きかけを行います。

⑥障がいを理解してもらうための講習会の開催

障がい福祉に関する理解を広めるため、講習会の開催を継続的に行います。

⑦広報ぬまづ等での広報の充実

広報ぬまづにおいて、特集記事の掲載などにより、障がいのある人への理解を広めます。

⑧FMぬまづ（COAST-FM）の活用

地域に密着したFMぬまづを活用し、障がいのある人への理解を広めます。

⑨報道機関による広報活動

新聞、テレビ、ラジオなどへ、障がい福祉に関するイベント等の情報を積極的に提供し、障がいについての認識が深まるよう努めます。

⑩社会福祉協議会事業の実施

地域共生社会の実現のため、「ともしながり、ともしささえあう、元気なまちづくり」を進め、障がいのある人への理解を広めます。

(2) 障がいのある人のニーズの把握

障がい福祉に関する施策に役立てるため、障がいのある人や関係団体などとの意見交換を継続的に行います。

(3) 啓発活動への障がいのある人の参加

障がい特性や障がいのある人への理解と認識を深めるため、啓発活動において障がいのある人の積極的な参加を促進します。

(4) ヘルプマークの利用促進

障がいのある人が、周囲に配慮を必要としていることを示すことができるヘルプマークの利用を促進します。

(5) SDGsの推進 *新規*

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標における目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」など、市域全体でSDGsの理念等に対する関心、理解の向上を図ります。

2 福祉教育の推進

障がいについての正しい理解を身に着けるためには、早い時期から障がいについて考える機会を持つことが重要です。

小・中学校の「総合的な学習の時間」などの中で、障がいや障がいのある人について正しい理解や思いやりのある心を育み、多様な個性や価値観、人権等を互いに認め合い、相互理解を促進するよう努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) ライフステージに応じた福祉教育の推進

障がいのある人への理解を深めるため、各種の福祉講座の充実、福祉教育活動への参加促進などを図るとともに、ライフステージに応じた福祉教育を推進します。

①福祉教育の普及

幅広い世代に福祉の意識づけを行うための福祉教育を展開します。学校や企業、団体等に普及活動を行い、福祉のこころを育て、障がいのある人への理解を深めます。

②福祉教育推進リーダーの養成

高校生を中心とする若い世代が福祉に関心が持てるよう講座を開催し、次世代の福祉活動リーダーを養成します。

③学習ニーズへの対応

「出前講座」や「やさしい精神保健福祉ボランティア養成講座」などを充実し、市民の学習ニーズに応えます。

(2) 学校教育における障がいのある人への理解の促進

障がいのある人への理解を深めるため、福祉教育を推進し、特別支援学級と通常の学級との交流を促進するとともに、教職員等への研修を実施します。

①学校等における障がいのある児童・生徒との交流の促進

幼・小・中・高等学校と近隣の特別支援学校との交流や校内の行事、日常的な機会をとらえ、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒同士の交流や保護者同士の交流を促進し、障がいのある人への理解を深めます。

②福祉新聞の活用

児童に対する広報活動を通じた福祉教育の試みとして、小学生を対象にした「福祉新聞」を活用します。

③教育に関わる人材の育成・指導

障がいの特性や障がいのある児童・生徒への理解を促進し、問題を専門的にサポートできる人材の育成と指導力の向上を図るため、また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に関わる教職員等に対して継続的に研修を行います。

3 交流・ふれあいの促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の人々の障がいへの理解を広げ、適切な配慮が広く地域で実践されることが必要です。

障がいのある人が、地域の理解のなかで安心して暮らせるよう、市や民間団体が実施する事業やイベントを通して障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も同じ時間を共有し、相互に交流する機会をつくります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 交流機会の創出

障がいのある人と地域住民との交流やふれあいを促進するため、地域で行う各種行事や研修会などへの参加ができるよう支援します。

①福祉施設の利用者との交流

障がいに関する市民の理解が深められるよう、福祉施設が開催している各種交流行事への地域の方の参加促進に協力します。

②地域社会への参加の促進

地域で実施されるお祭りや運動会などの身近な地域活動において、障がいのある人が積極的に参加できるよう、障がいのある人への理解や啓発に努めるとともに、障がいのある人へも参加を呼びかけます。

③交流の場の環境整備

啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障がいのある人が一人でも多く参加できるよう、会場の設備や移動手段等合理的配慮に努めます。

④体験事業の推進

車いすなどの体験学習を行う福祉教育出前講座や障がい者団体などの協力で行われる「中高生ふれあい交流事業」等の各種事業を推進します。

(2) 沼津市福祉施設連絡協議会への支援

沼津市福祉施設連絡協議会が行う福祉施設職員研修会、啓発事業、地域における公益的な取組を支援します。

4 ボランティアの育成と活動の促進

障がい福祉を推進する上で、誰もが他者のことを思いやり、必要な場面で適切な援助を行うことが望まれます。

地域の中で障がいのある人をサポートできる人を増やすため、ボランティアの活動、交流や育成等を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) ボランティアの育成と活動の充実

ボランティア活動を充実させるため、様々なボランティア活動やボランティアの育成を支援します。

① ボランティアセンターの充実

登録ボランティアの増加を図り、円滑なボランティア派遣に努めます。

② ボランティアコーディネーターの育成

ボランティア団体の活動が円滑に進むよう、ボランティアコーディネーターを育成します。

③ ボランティア相談窓口の充実

ボランティアコーディネーターのもと、市民からのボランティアに関する相談窓口の充実を図ります。

④ ボランティア団体の交流の支援

沼津市ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア団体相互の交流を支援します。

⑤ 企業のボランティア活動への参加促進

民間企業に対し、ボランティア活動の啓発を行うとともに、企業単位での参加を促進します。

(2) ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの育成や登録を行う「ボランティアセンター運営事業」を継続して実施します。

①ボランティア育成研修の充実

ボランティアについての理解や育成を推進する各種ボランティア講座の充実を図ります。

②ボランティア登録の推進

ボランティア活動への参加拡大を目指し、市民及び企業のボランティア登録を推進します。

③中高生ふれあい交流事業、サマーショートボランティアの促進

各年代に応じたボランティア講座への積極的な参加を呼びかけ、ボランティアの育成を促進します。

④生活支援サービスの実施 ***新規***

住み慣れたまちでいつまでも暮らせるよう、制度では対応できない生活上のちょっとした困りごとを有償ボランティアが手伝う支えあい活動（ちょいつつサービス）を推進します。

5 障がい者団体等の支援

障がい福祉を推進する民間の組織や団体の活動を促進することは、社会に障がい福祉の理解を広める上で大切なことです。

障がいのある人の地域生活を支援している民生委員や地域の障がい者関連団体等と、障がい福祉に関する情報交換の機会を通じて、連携・協力体制を強化していきます。

◇◆具体的施策◆◇

（１）障がい者関係団体の活動支援

障がいのある人の社会参加の機会や交流の場を広げるため、障害者手帳の交付時における、障がいのある人たちの団体等を紹介した「福祉サービスのしおり」の配布や市のホームページへの掲載などにより、障がい者関係団体の活動をPRし、障がいのある人の加入を促進するとともに、団体の活動を支援します。

（２）各種団体との連携強化

障がいのある人を支援する活動が効果的に行われるよう、障がい者関係団体及びボランティア団体など、各種団体との連携強化を図ります。

①障がい者関係団体間の連携強化

障がい者関係団体が独自に開催する行事や「障害者週間市民の集い」などの交流の機会を通じて、団体同士の連携強化を図ります。

②障がい者団体とボランティア団体の連携強化

障がいのある人の社会活動の参加を促進するよう、障がい者関係団体とボランティア団体の連携強化を図ります。

③沼津市障がい者自立支援協議会による支援の推進

沼津市障がい者自立支援協議会の全体会や各専門部会などの場において、障がい者関係団体間の連携強化を図ります。

計画目標3 地域生活支援の充実【生活支援・情報アクセシビリティ・コミュニケーション】

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、障がいの種別や生活環境、個々のニーズ等に応じたきめ細かなサービスの提供を行います。

また、障がいのある人が必要な情報を必要な時に得ることができるよう、情報の取得や利用しやすさ、障がいの特性等に配慮した意思疎通支援のための取組を検討・推進します。

1 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の生活を支援するサービスの充実が求められています。

障がいのある人のニーズに応じた、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 在宅福祉サービス等の充実

居宅介護をはじめとする訪問系のサービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障がいのある人が、可能な限り住み慣れた居宅において、家族とともに安心して在宅生活を営むために必要な在宅福祉サービスの充実を図ります。

①居宅介護（ホームヘルパー）の利用促進

在宅生活において必要な介護や家事のサービスについて、個々のニーズに対応できるようホームヘルパーによる適切なサービス提供を支援し、利用の促進を図ります。

②入浴サービスの利用促進

身体に重度の障がいがあるため、自宅で入浴することが困難な人に対して、民間介護サービス事業者等と連携し、移動入浴車により自宅での入浴を可能とする訪問入浴サービスの利用促進を図ります。

③給食サービスの利用促進

家庭において食事の確保が困難な重度の障がいのある人に対して、民間給食事業者と連携し、在宅給食サービスの利用促進を図ります。

④補装具・日常生活用具の利用促進

日常生活を円滑にするための障がいに応じた補装具や日常生活用具の給付について、利用の促進を図ります。

⑤移動支援の利用促進

移動時の危険の回避や同行による移動時に必要な情報の提供等を行う、外出時移動支援の利用促進を図ります。

また、常時介護を要する重度の障がいのある人の外出について、車両による移動支援の充実を図ります。

⑥障がい児支援の利用促進

障がいのある児童の療育支援や学校の授業終了後等における放課後支援などの利用を促進します。

⑦身体障害者補助犬の利用促進

障がいのある人の自立と社会参加を推進するため、障がいの特性に応じた盲導犬、聴導犬、介助犬の利用を啓発し、利用の促進を図ります。

⑧補助制度・減免・割引サービス等の利用促進

住宅改造等の補助制度や各種税金に対する減免制度、公共交通機関等の割引サービス等について周知し、利用を促進します。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、通所による日中活動系サービスの充実を図ります。

①自立訓練の利用促進

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、生活の訓練を行う自立訓練サービスの利用を促進します。

②就労支援の利用促進

障がいのある人の就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行う就労支援サービスの利用を促進します。

③地域活動支援センターの利用促進

創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う地域活動支援センターの支援内容の充実に努め、利用の促進を図ります。

④日中活動サービスの利用促進

障がいのある人の日常的な訓練や一時的な見守りによる支援を行う活動支援事業の利用を促進します。

(3) 入所系サービス（住まいの場）の充実

重度障がいがあり、家族も高齢化するなど介護者がいない人が安心して生活できる場として、夜間に入浴や食事等の介護を行う入所施設サービスの充実に努めます。

(4) 短期入所サービスの利用促進

障がいのある人を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、短期間、夜間も含め施設で介護等を行う短期入所サービスの利用を促進します。

(5) 安心な生活環境の支援

家事援助を受けている障がいのある人のみの世帯で粗大ごみのごみ出しの援助を必要とする世帯について、自宅まで出向いて収集する粗大ごみ戸別収集の利用促進を図ります。

2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障がいの種類や障がいのある人のニーズの多様化に伴った、わかりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、AI技術の進展やICTの活用などにより、情報収集やコミュニケーション手段は大きな可能性を広げており、手話通訳者等による情報提供の取組と合わせて、情報通信機器等を利用した意思疎通支援の充実に努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障がいの特性に応じた情報提供の充実

視覚、聴覚等の障がい特性に応じた多様な手法を活用し、障がいのある人への情報提供の充実に努めます。

①「点字広報」「声のたより」の活用

点字版「広報ぬまづ」と「議会だより」及びカセットテープによる「声のたより」を活用し、視覚に障がいのある人への情報提供を図ります。

②インターネット等情報発信の促進

インターネット、電子メール、SNS等による情報発信の促進に努めます。また、市のホームページ等を障がいのある人が利用しやすい情報提供手段として活用します。

③広報テレビ「ぬまづ広報室手話通訳挿入事業」の周知

聴覚に障がいのある人への情報として、広報テレビ「ぬまづ広報室」に手話通訳が挿入されていることの周知拡大を図ります。

(2) 障がいのある人の拠点施設への情報集約・提供

障がいのある人が情報の取得・交換等を行えるよう、地域活動支援センターや障がい者基幹相談支援センター等の拠点施設へ、障がいに関する様々な情報を集約し、効果的な情報提供に努めます。

(3) コミュニケーション支援事業の利用促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいに応じた対人コミュニケーションに必要な支援事業及び情報の取得を容易にするための日常生活用具の給付等について利用促進を図ります。

①手話通訳者の利用促進

聴覚に障がいのある人へ「手話通訳者派遣事業」を周知するとともに、利用の促進を図ります。

②要約筆記者派遣事業の実施

聴覚に障がいのある人への「要約筆記者派遣事業」の利用の促進を図ります。

③日常生活用具の利用促進

障がいのある人が容易に情報を取得することができるよう、情報・通信支援用具等の日常生活用具給付の利用促進を図ります。

3 福祉従事者の養成・確保

障がいのある人を支援していくためには、専門的な知識を持った福祉従事者が大きな存在となります。障がい福祉サービス等が円滑に実施されるよう、事業者に対して従事者の確保や資質向上に努めるよう働きかけます。

また、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員、要約筆記者などの講座等を通して、将来的に福祉の仕事に関わる人の育成を目指します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 福祉マンパワーの確保・育成

障がいのある人の細かな要望に対応するため、サービス提供事業者に対して、専門職種の人材の確保及び福祉従事者の質的向上や人材育成のための各種研修会の情報を提供し、参加促進を図ります。

①専門職種の確保

サービス提供事業者に対して、障がいのある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保や看護師資格などを持つ潜在的な有資格者の活用を沼津市障がい者自立支援協議会とも連携し、働きかけます。

②「手話奉仕員養成事業」等の内容の充実

「手話講習会」の内容の充実を図り、手話通訳者の養成及び人材の確保に努めます。また、発達障がいなど新たな知識が求められている支援者に対する研修等について推進します。

③各種講座・講習会等への参加促進

「点訳・音訳奉仕員養成講座」「要約筆記者養成講座」「手話通訳者養成講座」「盲・ろう者向け通訳介助者養成講座」「ガイドヘルパー養成講座」等各種講座についての情報を提供し、参加促進を図ります。

4 生活安定施策の充実

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることは不可欠な要素です。

経済的な負担の軽減を図るため、各種の経済的支援の周知と利用促進等を行います。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障害者手帳取得の啓発

障がい福祉サービスを受けられるようにするため、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」について、各団体及び障がい者相談員、民生委員・児童委員等を通じて啓発を図ります。

(2) 経済的支援制度の利用促進

年金・手当の支給、医療費助成、補装具・日常生活用具の給付などの制度について、利用促進を図るため、福祉サービスのしおりや市のホームページ等を通じて周知に努めます。

①支援制度の周知

各種支援制度を周知するため、障がい者関係団体や障がい者相談員、民生委員・児童委員等の協力による周知活動のほか、福祉サービスのしおりの配布や市のホームページ等での情報提供を行います。

②支援制度の充実

年金・手当の支給、税制上の特例、医療費助成等支援制度の充実拡大を図るよう他市町と連携し、国や県に要請します。

基本目標Ⅱ 地域で安心して豊かに暮らすために

計画目標1 保健・医療サービスの充実【保健・医療】

障がいのある人が、身近な地域において安心して健康に暮らすため、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる体制を充実させ、自立生活に向けた支援体制を構築します。

1 障がいの早期発見・早期対応・早期治療の推進

障がいを早期に発見し、適切な対応を行うことが、後の生活の質を確保することにつながります。

そのため、障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けられる体制や相談体制の充実を図ります。また、障がいの特性や個々の生活環境等によって生じる様々なニーズに的確に対応し、障がいのある人やその家族が安心して充実した生活を送ることができるよう、情報提供や関係機関との連携推進に努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 早期発見の推進

妊娠期から健康診査の受診を推進し、障がいの早期発見に努めます。

(2) 早期対応・早期治療の充実

各種健康診査の結果、要精密検査となった人に受診を勧奨するとともに、ライフステージに応じた保健指導や訪問指導を充実させます。

①乳幼児健康診査事後指導の充実

各種健康診査の結果、より精密な健康診査を要する乳幼児に対し、精密検査、事後指導の充実を図ります。

②新生児訪問指導の充実

新生児の訪問指導において、新生児の健康だけでなく母親に対しても、エジンバラ質問票等を用いて産後のメンタルヘルスチェックを行うなど、訪問指導の充実を図ります。

③健診後のハイリスク者に対する保健指導の充実

健康診査後、要指導等となった人への保健指導の充実を図ります。

④保健分野の専門職の確保

保健分野における施策を充実させるため、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士、精神保健福祉士等の人材確保を図ります。

2 リハビリテーションと地域保健医療体制の充実

障がいのある人の地域生活を支えるため、リハビリテーションや医療連携体制の構築等を図ります。また、各種支援制度の適正実施を推進します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 日常生活動作の回復の支援

日常生活動作の回復を支援するため、補装具や日常生活用具の支給を推進します。

(2) 医療機関等との連携強化

医療機関において、障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるよう、受診しやすい環境の整備促進に努めるとともに、地域医療機関と広域を含めた専門医療機関との連携強化を図ります。

①療育等における医療と保健事業の連携

障がいのある児童の療育方法やリハビリテーションについて、医療機関と連携し、個々の指導の充実を図ります。

②障害者歯科相談医との連携

障がいのある人が適切な歯科診療が受けられるよう、障害者歯科相談医との連携を図ります。

(3) 医療費助成制度の適正実施

障がいのある人のための各種医療給付・医療費の公費負担制度の適正実施に努めます。

計画目標2 地域生活の推進【地域移行】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの障がいの特性や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど地域における生活基盤の整備に取り組みます。

1 地域住民の理解の促進

地域で生活する障がいのある人への支援は、市などの支援機関と障がいのある人を取り巻く地域と、障がい者関連団体等との連携・協力関係がなくては成り立ちません。そのため、互いに情報を発信し、共有していくことが必要です。

民生委員・児童委員や地域の障がい者関連団体等と連携・協力し、障がいのある人を地域全体で見守っていく仕組みづくりを進めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 地域生活への移行に関する広報・啓発

障がいのある人が地域で生活することの意義や必要性について理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。また、市内の障がい者関係団体や福祉サービス事業者、施設、関係機関が連携する沼津市障がい者自立支援協議会で、地域移行支援や地域定着支援を促進します。

(2) 地域住民による支え合いの体制支援

障がいのある人を含めた地域住民同士による支え合いを促進するため、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体等の様々な活動を支援します。

①地区社会福祉協議会リーダーの養成

地区社会福祉協議会が行う研修会や情報交換会を推進し、リーダー養成を支援します。

②小地域ネットワーク活動の推進

地域住民が日常生活の中で、障がいのある人とその家族を見守り、支える仕組みづくりを支援する地区社会福祉協議会が行う「小地域福祉見守りネットワーク活動」を推進します。

2 包括的相談支援体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

相談の内容は、障がい福祉サービスにとどまらず、雇用・経済・医療・人間関係等が複合的に混ざり合い、専門性の高い対応が求められる場合もあるため、関係機関の連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

また、障がいのある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 総合的相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活をするために、情報提供や障がい福祉サービスの利用、虐待防止など、多様な支援につなぐことができるよう、総合的相談支援体制を充実させます。

①障がい者相談支援事業の充実

障がいのある人及びその家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助や調整など、地域生活に必要な支援を行う相談支援事業の体制強化を図るため、障がい者基幹相談支援センターによる相談支援事業の充実を図ります。

②身近な地域での相談体制の充実

民生委員・児童委員や、身体・知的・精神障がい者相談員、障害者専門相談連絡協議会、相談支援センター、障がい者基幹相談支援センターの連携を促進し、より身近な地域で気楽に相談できる相談支援体制の充実・強化に努めます。

③在宅訪問相談の充実

専門的知識を持つ相談員が、障がいのある人の自宅を訪問し、在宅生活に必要な障がい福祉サービスに関する情報提供や生活上の相談を行う、在宅訪問相談の充実を図ります。

④ピアカウンセリングの普及

障がいのある人自身もしくはその家族が仲間（ピア）として障がいのある人やその家族からの相談を受け、問題解決につながる助言を行う、ピアカウンセリング（当事者相談員制度）の普及に努めます。

(2) 沼津市障がい者自立支援協議会を中心とした支援体制の強化

様々な障がいのある人や家族の団体、障がい福祉に関わる支援機関や事業所が連携して、地域で相談できる体制を整えるため、沼津市障がい者自立支援協議会において、個別の相談支援に関する問題点や本市固有の課題を拾い出し、市や関係団体等にフィードバックすることで、支援体制の強化に努めます。

(3) 専門相談員の充実

相談支援の充実を図るため、相談支援センター等への各分野の専門的な知識を持った相談員の配置や民生委員・児童委員や障がい者相談員等の資質向上のための研修への参加促進に努めます。

①専門的知識を持った相談員の配置

相談支援センター等へ専門知識を持つ相談員を配置し、障がいのある人の生活全般にわたる相談支援を行います。

②相談員の資質向上

関係機関等で実施される研修等への参加について積極的な働きかけを行い、障がいのある人や家族からの相談に対して適切なアドバイスができるよう、相談員の資質の向上に努めます。

(4) 地域生活支援拠点体制の整備

相談支援センターや各種福祉サービスを提供する関係事業者等と連携して、夜間・休日問わず支援体制の充実を図ります。

3 生活の場の確保

地域で生活するためには、住まいの確保が必要です。

障がいのある人を介護している家族の高齢化に伴う「親亡き後」の問題や本人の高齢化、障がいの重度化等も見据えて、地域における住まいを確保するため、グループホームの運営を支援します。

また、住宅の確保と住環境の整備を促進するための情報提供に努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 住まいの確保

障がいのある人が、施設等から地域での生活に移行する際の生活の拠点となる住まいの確保に努めます。

①グループホームの整備の促進

障がいのある人が地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービス提供事業者によるグループホームの整備を支援します。また、市営住宅のグループホーム事業への活用に努めます。

②一般賃貸住宅等の住まいに関する情報提供

地域生活へ移行する際の生活の場を確保するため、民間の賃貸住宅を扱う仲介業者等と連携し、住まいの情報提供に努めます。

計画目標3 生活環境の整備【住宅環境・移動環境の整備】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全で快適に暮らすことができる生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

1 福祉のまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進が求められています。

障がいのある人が外出しやすい環境を整えるため、安全で快適に通行できる道路空間を整備するとともに、建築物等のバリアフリー化や公共施設等のユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) ユニバーサルデザイン等の促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「静岡県福祉のまちづくり条例」、「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、ユニバーサルデザイン等に対する市民意識の向上・普及啓発を図ります。

(2) 公共施設等の整備の促進

公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインに基づく施設の整備を促進します。

①既存施設のバリアフリー化の促進

既存の公共施設におけるスロープやエレベーター、多機能トイレ、障がい者等用駐車場、視覚及び聴覚に障がいのある人に配慮した案内・誘導設備などの施設整備に努めるとともに、公園や運動場等の屋外施設においても、障がいのある人が利用しやすい空間となるようバリアフリー化を推進します。また、障がい者等用駐車場における利用者のモラル向上のための啓発に努めます。

②障がいのある人の意見を取り入れた公共施設の整備

新しく公共施設等を建築する際は、ユニバーサルデザインを基本とした施設とするために、障がいのある人の意見を取り入れる機会の拡大に努めます。

③ゆずりあい駐車場制度の促進

静岡県が行う「ゆずりあい駐車場制度」に協力し、施設整備や適正な利用についての促進を図ります。

(3) 民間施設の整備の促進

障がいのある人が利用しやすい施設整備を促進するため、障害者差別解消法において民間事業者にも義務化された合理的配慮について、周知・啓発に努めます。

(4) 移動環境の整備の促進（※障がい福祉サービスによる移動支援は58ページに記載）

路線バスの停留所等の環境整備について、関係機関と連携し、整備の促進を図ります。

①バス停留所の整備の促進

待合環境の悪いバス停について、上屋や椅子を設置するなど誰もが利用しやすいよう利用環境の改善に努めます。

②ユニバーサルデザインタクシーの普及

高齢者や子ども、妊産婦、車いすを利用する人「みんな」にやさしい車として開発されたユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。

③信号機の整備促進等

障がいのある人が安全に通行できるよう、公安委員会が行っている音声信号機等の増設について支援します。

④交通安全対策の充実

障がい者関係団体や交通安全推進団体と協力して、地域の交通安全教室等への参加を促進し、障がいのある人の交通安全対策の充実に努めます。

(5) 道路環境の整備の促進

障がいのある人が安全に安心して通行できるよう、道路改良の際に、段差などの解消を図ります。また、歩道上の放置自転車など障害物対策についての啓発に努めます。

①歩行空間の改善整備

障がいのある人の通行が容易となるよう、段差の解消や歩道の拡幅、点字ブロックなどの誘導施設の整備を推進します。また、自転車と歩行者の通行空間の分離や無電柱化による歩行空間の改善整備を進めます。

②路上放置物への対策

路上の放置自転車などの障害物が、歩行の妨げにならないよう、市民への周知・啓発に努めます。

2 住宅環境の向上

障がいのある人の住宅環境を向上させるために、住宅に関する相談窓口や住宅改造に関するパンフレットなどを充実し、障がいのある人が住みやすい環境を整えていきます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 住宅に関する相談及び啓発

障がいのある人の住宅に関する相談窓口を充実させるとともに、住宅改造費補助制度をはじめとする各種制度について周知に努めます。

また、民間の建築業者や管理業者に対して、障がいのある人の入居や住宅改造等についての理解を啓発します。

①住宅相談窓口の充実

市関係各課での相談をはじめ、(社)静岡県建築士会、高齢者対応住宅相談員と協力し、障がいのある人が住宅について相談できる体制を充実します。

②住宅改造に関する案内の充実

静岡県等が作成した住宅改造に関するマニュアル、住宅改造の実例、住宅改造に係る助成制度等のパンフレットを配布し、障がいのある人の住宅環境の向上を支援します。

③住宅改造費補助の周知

障がいのある人の住宅環境向上のため、重度身体障害者住宅改造費助成制度の周知に努めます。

④民間建築業者・管理業者への啓発

民間の建築業者や管理業者に対して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた、障がいのある人の入居や住宅改造等の理解について啓発に努めます。

計画目標4 防災・防犯対策の推進【災害時の避難体制・感染症対策】

近年、大規模な自然災害や新たな感染症の流行などにより、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、防災・防犯対策や感染症の流行等の非常事態への対策を進めます。

1 防災・防犯対策の推進

いつ襲ってくるかわからない災害や犯罪に対する備えは重要なことです。

災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備や災害情報の提供、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

また、犯罪被害に遭わないよう対策を進めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 平常時におけるサポート体制の強化

平常時から地域の自主防災組織等と連携し、災害時要援護者へのサポート体制の強化を推進します。

①避難行動要支援者名簿の整備・更新

地域住民や障がい者団体等と連携して、個人情報取り扱いに細心の注意を払い、障がいのある人の避難行動要支援者名簿整備及び更新に努めます。

②防災訓練等への参加促進

防災訓練や防災講座等への積極的な参加を促進し、防災意識の向上を啓発します。

また、「沼津市災害時要援護者避難支援計画」の周知に努めるとともに、この計画に基づいた防災訓練を実施します。

③避難生活時の支援体制の促進

避難所のバリアフリー化に配慮するとともに、障がいのある人それぞれの特性に応じた支援ができるよう、必要な体制の整備を促進します。

④避難行動要支援者への支援体制の整備

障がいのある人が、社会福祉施設等に避難する体制の整備など、災害時の支援体制づくりを推進します。

⑤119通報システムの周知

火災・緊急事故発生時に、障がいのある人の災害通報手段としてメール119システム・NET 119緊急通報システムの周知に努めます。

⑥家具等の転倒防止による安全の確保

障がいのある人の安全を守るために、災害時に家具が転倒しないように固定する事業を実施するとともに、事業を周知し、利用者の拡大を図ります。

(2) 災害発生時におけるサポート体制の強化

「沼津市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害発生時における情報提供や救護体制について整備を促進します。

①災害発生後の情報提供の充実

災害発生後において、手話通訳者や各種ボランティア団体等と連携し、素早く正確な情報の提供に努めます。また、危機管理情報メールなど携帯電話のメール機能、FMぬまづ等の活用を啓発し、登録者の拡大を図ります。

②災害発生後の医療救護体制の充実

災害発生後、災害における傷病者の治療等を速やかに行うため、市地域防災計画における「沼津市医療救護計画」に基づき、救護所等の医療救護体制の整備に努めます。

(3) 防犯体制の充実

障がいのある人が安全で安心して暮らすことができる地域とするため、防犯知識の啓発等を行うなど、防犯体制の整備に努めます。

①防犯知識の普及

障がいのある人やその家族に対し、障がい者関係団体や関係機関と協力し、防犯知識の普及に努めます。

②消費者対策の充実

障がいにより判断が困難な人が、振り込め詐欺や消費者被害に遭わないよう、広報活動を強化するとともに、消費生活に関する相談や情報提供の充実に努めます。また、消費者安全確保地域協議会を通じた消費者安全確保の取組を推進します。

2 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生命や生活を脅かし、障がいのある人やその家族、支援者等にも大きな影響を与えました。

障がいのある人の生命を守り、障がいのある人やその家族、支援者等が安心して生活することができるように、取組の一層の充実を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 感染症予防・感染症対策の周知徹底 ***新規***

感染症の予防や感染症発生時の対策について、関係各課や障がい福祉サービス事業所等と連携して取り組むとともに、取組の周知徹底を図ります。

① 感染症対策の徹底

障がい福祉サービス事業所等と連携して感染症対策を徹底し、感染症の発生や拡大防止に努めます。

② 感染症予防対策

感染症予防対策を的確に実施するため、関係法令等に基づき、情報収集や情報提供に努めます。

③ 感染症発生時の対応

感染症が発生した際には、関係法令等に基づき、各段階に応じた対応を実施します。

基本目標Ⅲ 子どもの健やかな成長を支援するために

計画目標1 保育・療育の充実【教育・育成】

保護者が抱えている不安や疑問に迅速に対応していくことができるよう、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化します。

また、関係機関との連携を強化し、早期療育に向けた支援を行います。

1 保育環境の向上

障がいのある子どもとその保護者が、安心して保育を受けることができる環境づくりが何より重要です。

円滑な集団生活ができるよう保育所・幼稚園等の受け入れ体制の整備に努めるとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。

また、保育所や幼稚園における集団保育や統合保育の中で、障がいのある乳幼児や児童の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障がい児保育・教育の充実

障がいのある乳幼児が保育所、幼稚園とともに学び遊ぶ「交流保育（ふれあい保育）」「統合保育」を推進します。また、特別支援学級等を置く小学校と連携し、障がいのある子どもへの保育・教育の充実を図るとともに、医療的ケアの必要な乳幼児への支援体制づくりに努めます。

(2) 保育環境の整備・充実

障がいのある乳幼児が利用しやすいよう、施設整備の支援に努めます。

また、障がいのある乳幼児の受け入れを推進していくための助成と指導に努めます。

①保育施設等の整備

障がいのある乳幼児に利用しやすい保育所や幼稚園となるよう、施設整備の支援に努めます。

②保育施設等の運営への助成

障がいのある乳幼児の受け入れを容易にし、保育環境を充実することを支援するために、保育施設などの運営に必要な助成等を行います。

(3) 保育に関わる人材の育成・指導

特別支援保育研修会を定期的で開催し、障がいのある乳幼児やその家族の理解、また関わり方についての研修などにより、障がいのある乳幼児の保育に関わる人材の育成・指導に努めます。

2 療育の充実

発達に課題のある乳幼児に対する子育て支援と連動した相談体制や、療育が必要な乳幼児を適切に専門機関につなげる支援体制が求められており、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有を推進していきます。

療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくため、乳幼児健診や医療機関との緊密な連携を図るとともに、発達に課題のある乳幼児に対し、適切な支援が行われるように努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 療育相談・就学相談の充実

医療、保健、福祉、教育の各機関が連携し、保護者相談、就学相談等の充実を図ります。

①療育相談・支援の充実

乳幼児健康診査事後フォローや、親子のかかわりを学ぶ場等への参加を促すための家庭訪問や療育相談を充実させ、複数の担当分野の連携が必要な場合には、ケースカンファレンスを実施する等、きめ細かな対応に努めます。

②児童発達支援センターでの支援の充実

集団及び個別の療育指導を通して、日常生活の適応能力が高められるよう、児童発達支援センターでの支援の充実を図ります。

③保健・福祉・教育の連携

保健・福祉・教育の三者が連携し、障がいの状況に応じた配慮を要する乳幼児の保育所・幼稚園における指導・支援や義務教育への就学についての相談を受けるなど、支援の充実を図ります。

④沼津市立あしたか学園での支援体制の充実

衣食住をともした特別な集団生活や個別の療育指導を通じて、日常生活への適応能力を向上させるとともに、児童の社会的自立へ向けた支援体制の充実を図ります。

計画目標2 障がい児サービスの充実【障がい児支援】

母子保健から、障がい福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

1 障がい児サービスの充実

保護者が抱える不安や悩みを受け止め、子どもと保護者が直面している課題と、将来について
の見通しの双方に対応できるような支援体制の構築を目指して、相談支援体制を充実させます。

また、支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応が必要とされるなか、関係機関と連携した包括
的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障がい児サ
ービスの充実を推進します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 障がい児通所支援の充実

障がいのある児童の療育支援や学校の授業終了後等における放課後支援などのサービスの
充実を図ります。

①児童発達支援の充実

児童発達支援において、福祉サービス提供事業者と連携し、日常生活における基本的な動作
の指導、集団生活への適応訓練等の充実を図ります。

②放課後等デイサービスの充実

障がいのある児童・生徒が学校の授業終了後や長期休暇中に生活能力向上のための支援等
を行う放課後等デイサービスにおいて、福祉サービス提供事業者と連携し、サービスの充実を
図ります。

③保育所等訪問支援の充実

保育所を訪問し、集団生活への適応について専門的な支援等を行う保育所等訪問支援におい
て、福祉サービス提供事業者と連携し、サービスの充実を図ります。

計画目標3 インクルーシブ教育の充実【障がい児の教育環境】

障がいのある児童・生徒が一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ教育を充実します。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重しあう共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

1 教育環境の向上

障がいのある児童・生徒が、障がいの状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。

また、子ども達が、障がいの有無にかかわらず「ともに遊び、ともに学ぶ」機会を拡充し、お互いを尊重し支え合う心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 教育相談・進路相談等の充実

障がいのある児童・生徒の状況を的確に把握し、きめ細かな教育相談を行います。

また、障がいのある児童・生徒や保護者の意向に適切に対応できるよう、就学支援や学校卒業後の進路指導の充実を図ります。

①保健・福祉・教育の連携（再掲：Ⅲ-1-2）

保健・福祉・教育の三者が連携し、障がいの状況に応じた配慮を要する乳幼児の保育所・幼稚園における指導・支援や義務教育への就学についての相談を受けるなど、支援の充実を図ります。

②相談の充実

児童・生徒の心身の発達や家庭及び学校などでの生活上の諸問題に対応できるよう、教育や保育、福祉の関係機関が連携した教育相談を充実させます。

③小・中学校と就学支援委員会との連携

児童・生徒が適切な「学びの場」で学ぶことができるよう、小・中学校と就学支援委員会が連携して、障がいのある児童・生徒の就学支援の充実を図ります。

④就労教育の充実

特別支援学級において、子どもの発達段階に合わせ、将来の就労生活につながる「働く意欲」を培う授業を展開します。

また、中学校においては、事業主と協力し、現場実習の充実を図ります。

⑤進路指導の充実

関係機関と連携し、進路先への丁寧な移行支援を図ります。

(2) ともに学び合う教育の推進

児童・生徒の障がいの程度に応じた個別指導の充実や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより一層推進し、ともに学び合う教育を目指します。

①各学校における特別支援教育の推進

各小中学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、児童・生徒の障がいの程度に応じた個別の指導計画の作成、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち一貫した支援を行うための個別の教育支援計画の作成など、個に応じた必要な支援を行います。

また、臨床心理士、特別支援学校の教員等が各学校を巡回し、教員や保護者へ指導、助言を行う巡回相談、言語障がいや発達障がいを持つ児童・生徒への指導を行う通級指導教室など、専門性のある指導体制のもと、特別支援教育の充実を図ります。

②学校等における障がいのある児童・生徒との交流の促進（再掲：I-2-2）

幼・小・中・高等学校と近隣の特別支援学校との交流や校内の行事、日常的な機会をとらえ、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒同士の交流や保護者同士の交流を促進し、障がいのある人への理解を深めます。

③放課後対策の充実

放課後活動の場である放課後児童クラブにおいて、集団生活の場の充実に努めます。

(3) 教育環境の整備・充実

障がいのある児童・生徒が、十分な学校生活を送ることができるよう、施設の整備を進めます。

(4) 教育に関わる人材の育成・指導（再掲：I-2-2）

障がいの特性や障がいのある児童・生徒への理解を促進し、問題を専門的にサポートできる人材の育成と指導力の向上を図るため、また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に関わる教職員等に対して継続的に研修を行います。

(5) インクルーシブ教育システムの推進

各小中学校において特別支援学級、通級指導教室を適切に設置していくとともに、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が自然に相互理解できる教育の充実に努めます。また、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援等を行います。

基本目標Ⅳ 自分らしくいきいきと活躍するために

計画目標1 雇用・就労の促進【雇用・就労】

障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、沼津公共職業安定所や関係機関等と連携し企業等に対して障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

一般就労が困難である人には、福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

1 雇用・就労への支援

障がいがあっても働くことができる環境が求められています。就労に必要な能力や技術を身につけるためのサービスの提供を充実させるとともに、就職後も安定して働き続けるための障がい特性等に配慮した支援を推進します。

また、障がいのある人の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図ります。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 雇用機会の拡大

雇用機会の拡大を図るため、職業訓練の利用促進や職場体験制度の活用を図ります。

①沼津市役所での雇用の推進

市役所において、障がいのある人の雇用に努めます。

②労働環境改善の啓発

障がいのある人が定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の開発など、働く場の拡大や環境の改善を関係機関等に働きかけます。また、雇用分野での障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務等について、市内の事業所や関係機関等への周知・啓発に努めます。

③就職援護制度の利用促進

障害者手帳交付時や障がい者団体を通じて啓発し、沼津公共職業安定所が実施する「トライアル雇用」、国や静岡県が実施する「ジョブコーチ」等の利用促進を図ります。また、事業所での就労体験や雇用の前後を通じて、障がいの特性を踏まえた専門的な支援を行う制度の活用を図ります。

④訓練機関の利用の周知

沼津公共職業安定所、静岡県立あしたか職業訓練校で実施する職業訓練事業の利用について、福祉サービスのしおり等により周知します。

⑤一般就労への移行支援

企業等への就労を希望する障がいのある人への就労に必要な知識及び技能向上のための訓練を行う就労移行支援事業の利用を推進し、一般就労への移行につながるよう支援します。

⑥就労定着のための支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の職場定着を図るため、就労定着支援事業の利用を推進し、関係機関が連携するなかで、障がいのある人が安心して働き続けられるよう支援します。

2 福祉的就労の促進

一般就労が困難な障がいのある人にとって、福祉的就労の場は、就労スキルを高め、社会の一員として可能性や能力を発揮する場として大きな役割を担っています。

利用者の高齢化や障がいの多様化が進むなかで、個々の状態にあった作業の提供を含む福祉的就労の場の更なる充実を図ります。

また、施設と店舗で新製品開発に向けた取組や共同販売を行うなど、自主生産品の販路拡大を図り、工賃向上に取り組めます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 福祉的就労の促進

一般就労が困難な障がいのある人に就労機会を提供するため、福祉的就労の場の活用を促進します。

①就労継続支援事業の利用促進

一般就労が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、就労に必要な能力の向上を図る就労継続支援事業の利用による生活の質の向上に努めます。

②農業と福祉の連携 ***新規***

障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画できるよう、農福連携の体制づくりに努めます。

(2) 所得保障・工賃向上の取組への支援

障がいのある人の工賃向上のため、障がい者就労支援事業所の授産製品の活用を図ります。

①授産製品の販路拡大

授産製品の販路拡大のため、障がい者就労支援事業所の製品の周知を図り、積極的な活用を促進することで、工賃向上の取組を支援します。

②障害者就労施設等からの物品の買い入れ等

障害者優先調達推進法に基づき、本市における物品の購入や業務の委託について、障害者就労施設等への発注を推進し、業務の受注確保を支援します。

3 就労に関する理解と啓発の促進

就労の場において、障がいの特性に合わせた配慮が求められているなか、発達障がいや高次脳機能障害などは、障がいの多様な特性が十分に理解されていない状況があり、障がいの多様な特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解を促進します。

また、企業等における障がいのある人の雇用状況等を踏まえながら、障がいのある人の雇用促進や職場定着等が図られるよう、企業等への支援に取り組みます。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 雇用に関する理解と啓発の促進

沼津公共職業安定所等の関係機関と連携して、障害者雇用支援月間を中心に継続的に啓発活動を展開し、地元企業・事業所等への障がいのある人の雇用促進を働きかけます。

①沼津公共職業安定所等との連携強化

障がいのある人の雇用についての理解を進めるよう、沼津公共職業安定所、本市及び近隣市町や企業等で構成する「沼津地区雇用対策協議会」をはじめ、訓練機関、特別支援学校等との連携を強化します。

②事業者への啓発

障がいのある人の雇用について、沼津公共職業安定所等が事業者に対して行う啓発活動に協力します。

計画目標2 社会参加・交流の促進【生涯学習・文化芸術・スポーツ】

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくために、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

また、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して、障がいのある人と地域とのふれあいや生きがいづくりを支援します。

1 生涯学習・スポーツ等への参加促進

障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送れるよう、生涯学習機会の充実を図ります。

また、障がいがあっても気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるような環境づくりや配慮を推進します。

◇◆具体的施策◆◇

(1) 参加機会・情報提供の充実

障がいのある人が積極的に社会活動に参加できるよう、静岡県、沼津市社会福祉協議会、障がい者団体等が主催する文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション大会等の情報提供を行い、参加機会の拡充を図ります。

①障がい者スポーツの振興 *新規*

障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツを支援し、共生社会の実現に向けてスポーツの振興を図ります。

②スポーツ行事等への参加促進

手話通訳者派遣や移動支援サービスの提供等により、障がいのある人の障がい者スポーツ教室等への参加を促進します。また、地域でのレクリエーション行事等で障がいのある人への配慮を促進します。

さらに、気軽にスポーツに親しんでもらうため、器具用具の貸出を行うことで、参加者や職員の負担の軽減を図ります。

③豊かな人生を彩る学習機会等の拡充

心豊かに生活するための趣味等の講座の充実を図るとともに、文化芸術活動や学習機会の拡充に努めます。

④学習機会の情報提供

視覚に障がいのある人への点字・音声等による情報提供や、障がい者団体の機関誌への掲載依頼など、障がいのある人への生涯学習情報の提供に努めます。

(2) スポーツ・学習への参加に向けた環境整備

障がいのある人のスポーツや学習活動への参加を促進するため、施設や設備の整備及びアクセシビリティの改善・向上に努めます。

①公共スポーツ施設の整備

障がいのある人に配慮して整備されている公共スポーツ施設を積極的に広報し、利用促進を図ります。未整備の施設については、障がい者団体や関係機関と調整するなかで、計画的な整備に努めます。

②読書環境の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての人が読書に親しむことができるよう、ぬまづ電子図書館を活用したアクセシブルな電子書籍の充実を図ります。

また、障がいのある人が読書環境にアクセスしやすくなるよう、障がいのある人に向けた宅配等の図書館サービスや点字図書、大活字本等の学習素材の充実を図ります。

(3) スポーツ指導員や講師の育成促進と障がいのある人への理解

障がいのある人の学習、文化、スポーツ活動の振興を図るため、県障害者スポーツ協会が行っている障がい者スポーツ指導員養成講習会への参加を促進するとともに、講座の講師や一般の参加者に対し、障がいのある人への対応や障がいについての理解を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

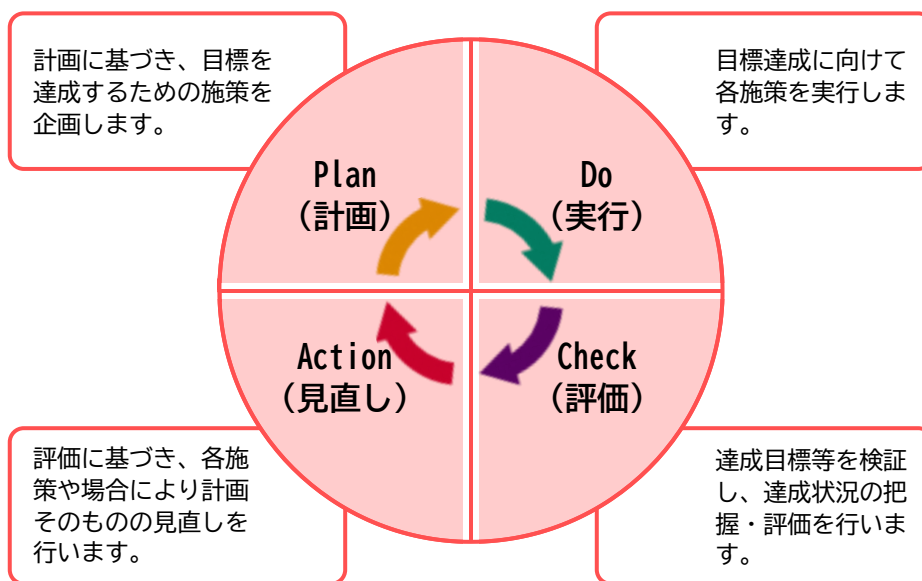
本計画は、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いを思いやり、人格と個性を認め合い、ともに支え合い、協力し合う共生社会を目指すことを基本理念に込めています。そのため、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、地域活動団体、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの多くの関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

また、障がい福祉に関するサービスや事業の利用は、市町を越えて行われることも多いことから、広域的な観点から取り組む必要もあり、障がい福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については近隣市町との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望していきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の円滑・着実な実行のために、「PDCAサイクル」に基づき、関係部局が緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。

本計画の施策の進捗状況にあたっては、障がい福祉課が中心となり、各年度末に各施策の取組状況を検証し、沼津市障がい者自立支援協議会等の意見をふまえながら、施策の見直しを行い、障がい福祉施策の円滑な推進を図っていきます。



資料編

1 策定経過

会議等	日程	内容
「第5次沼津市障がい者計画」 策定に係るアンケート調査	令和4年9月14日 ～10月26日	○アンケート調査の実施 配布数 2,486件 回収数（回収率） 1,385件（55.7%）
第1回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会幹事会	令和5年7月18日	(1) 沼津市障がい者計画について (2) 「第4次沼津市障害者計画」 施策・事業の進捗状況について (3) 「第5次沼津市障がい者計画」 策定に係るアンケート調査結果について (4) 計画の体系の見直し案について (5) 今後のスケジュールについて
第1回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会	令和5年7月26日	
第1回 第5次沼津市障がい者 計画策定懇話会	令和5年8月2日	
第2回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会幹事会	令和5年10月11日	
第2回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会	令和5年10月30日	(1) 第5次沼津市障がい者計画の構成及び施策（案）について
第2回 第5次沼津市障がい者 計画策定懇話会	令和5年11月1日	
第5次沼津市障がい者計画(案)・ 第7期沼津市障がい福祉計画及 び第3期沼津市障がい児福祉計 画(案)に関するパブリック・コ メント	令和5年12月25日 ～令和6年1月26日	○パブリック・コメントの実施
第3回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会幹事会	令和6年2月14日	(1) パブリック・コメント実施結果について (2) 第5次沼津市障がい者計画（案）について
第3回 第5次沼津市障がい者 計画策定委員会	令和6年2月14日	
第3回 第5次沼津市障がい者 計画策定懇話会	令和6年2月28日	

2 沼津市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく沼津市障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく沼津市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく沼津市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、沼津市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 障害者計画等の策定に係る資料の収集に関すること。
- (3) その他障害者計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長（沼津市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則（平成19年沼津市規則第15号）第2条の規定により市民福祉部の事務を分担する者）
- (2) 総務部長
- (3) 政策推進部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民福祉部長
- (6) 産業振興部長
- (7) 生活環境部長
- (8) 都市計画部長
- (9) 沼津駅周辺整備部長
- (10) 建設部長
- (11) 病院事務局長
- (12) 危機管理監
- (13) 教育次長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前項第1号の副市長を、副委員長は市民福祉部長をもって充てる。

3 委員長は会務を掌理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会を補佐し、障害者計画等の原案の作成を行うものとする。
- 3 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は福祉事務所長を、副幹事長は障がい福祉課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長は必要があると認めるときは、会議において第3項の者以外の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部 等	幹 事
総務部	人事課長
政策推進部	政策企画課長 広報課長 生活安心課長 地域自治課長
財務部	財政課長 資産活用課長
市民福祉部 (福祉事務所)	健康づくり課長 福祉事務所長 社会福祉課長 子育て支援課長 こども家庭課長 長寿福祉課長 介護保険課長 障がい福祉課長
産業振興部	商工振興課長 ウィズスポーツ課長
生活環境部	環境政策課長
都市計画部	まちづくり政策課長 市街地整備課長 緑地公園課長 まちづくり指導課長
沼津駅周辺整備部	推進課長 整備課長
建設部	道路建設課長 道路管理課長 住宅営繕課長
病院事務局	病院管理課長
危機管理課	危機管理課長
教育委員会事務局	教育企画課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化振興課長

3 沼津市障害者計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定する沼津市障害者計画(以下「計画」という。)に広く市民等の意見を求めるため、沼津市障害者計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案について、内容を協議し、意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者、ボランティア等福祉関係団体から推薦された者
- (2) 医療、保健関係団体から推薦された者
- (3) 住民団体から推薦された者
- (4) 教育、文化、まちづくり等関係団体から推薦された者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員は、沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団に属さず、かつ、同条第2号に規定する暴力団員等でない者とし、その就任承諾に際しては、就任承諾書を市長に提出しなければならない。

4 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は懇話会を進行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民福祉部福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4 沼津市障害者計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市障害者計画策定懇話会設置要綱第3条第2項第6号に規定する公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 公募委員の定数は、3人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、市内に居住する満18歳以上の者で、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等でない者とする。

(選考委員会)

第4条 公募委員の選考を適正に行うため、沼津市障害者計画策定懇話会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には市民福祉部長を、委員には福祉事務所長及び障がい福祉課長をもって充てる。

4 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(選考の方法及び基準)

第5条 公募委員の選考は、選考委員会において、応募者から提出された論文の審査及び面接により行うものとし、選考の基準は、別表のとおりとする。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

沼津市障害者計画策定懇話会公募委員選考基準

1 審査項目

審査は、次の項目に従って審査する。

(1) 論文審査

- ① 応募した動機
- ② 障害者に関する理解度
- ③ 障害者に関する問題意識
- ④ 考え方の公正性及び公平性

(2) 面接審査

- ① 委員の役割に関する理解度
- ② 地域社会に関する関心度
- ③ 他人に対する許容性
- ④ 市政に対する理解度

2 評価方法

1の審査項目に対する評価点は、次に掲げる評価点とする。

- 非常に優れている・・・5
- 優れている・・・4
- 普通・・・3
- 劣っている・・・2
- 非常に劣っている・・・1

3 選考

公募委員の選考は、1の審査項目それぞれに対する2の評価点の合計値により判断する。

5 第5次沼津市障がい者計画策定懇話会委員名簿

(敬称略・氏名五十音順)

番号	氏名	所属団体名等（選出母体）・役職
1	新井 和彦	沼津市社会福祉協議会 事務局長
2	池田 政雄	地域精神保健福祉会 まごころ会 顧問
3	池谷 修	沼津市福祉施設連絡協議会 社会福祉法人輝望会 常務理事
○ 4	石井 昌明	沼津市障がい者自立支援協議会 会長
5	石田 一嗣	沼津市聴覚障害者の会 会長
6	稲葉 義則	沼津市民生委員・児童委員協議会 障がい児(者)福祉部会 部会長
7	内田 克人	沼津公共職業安定所 主任就職促進指導官
8	大川 のり子	沼津市肢体不自由児(者)を守る父母の会 会長
9	川辺 詩菜	公募委員
10	栗田 武彦	沼津市自治会連合会 幹事
11	塩崎 哲治	特別支援教育推進委員会 沼津市立今沢小学校長
12	杉山 慎一	沼津地区労働者福祉協議会 副会長
13	鈴木 翔太	公募委員
14	鈴木 徹也	沼津医師会 理事
15	高嶋 公子	公募委員
16	西川 吉宣	沼津市身体障害者福祉会 会長
17	林 美智子	沼津市赤十字奉仕団 副委員長
18	樋口 勝	沼津市視覚障害者協会 顧問
◎ 19	平田 厚	静岡福祉文化実践研究所 代表
20	増田 泰三	静岡県東部健康福祉センター 福祉部長兼福祉課長
21	光林 治	沼津商工会議所 常務理事
22	山本 勲	沼津市ボランティア連絡協議会 会長
23	横井 麗子	沼津市歯科医師会 歯科医師
24	渡邊 慈子	沼津市手をつなぐ育成会 副会長

◎…会長、○…副会長

6 用語集

【あ行】

○アクセシビリティ【1、5、42、46、57、84 ページ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

○医療的ケア【1、5、40、74、79 ページ】

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のこと。

○インクルーシブ教育システム【47、79 ページ】

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みとされている。

○エジンバラ質問票【62 ページ】

産後のうつ状態を客観的に評価するために開発された自記入式の簡便なアンケートのこと。

【か行】

○ガイドヘルパー【60、61 ページ】

身体や知的の障がいにより外出が困難な人に対して、地域社会での自立した生活と社会参加のために外出を支援するヘルパー。

○学習障害【18 ページ】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

(LD=Learning Disabilities)

○基幹相談支援センター【60、65 ページ】

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着、権利擁護等の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

○グループホーム【3、26、64、66、67 ページ】

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

○権利擁護【46、47、48、49 ページ】

社会福祉の分野では、自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な障がいのある人等のために、支援者がその権利の擁護を行うこと。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【4、68、70 ページ】

建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化した法律。

○合理的配慮【1、3、42、45、47、48、50、53、69、80 ページ】

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられる。

【さ行】**○災害時要援護者【71 ページ】**

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

○静岡県福祉のまちづくり条例【68 ページ】

「障害のある人や高齢者等すべての人が社会参加できる福祉のまちづくりの推進」、「だれもが安全で円滑に利用できる、公共的施設の整備促進」、「気軽に声をかけたり、介助の手をさしのべる等思いやりの心の醸成」を目的とした静岡県の条例。（平成8年4月1日施行）

○就労移行支援【81 ページ】

一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

○就労継続支援【81 ページ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約に基づくA型と、雇用契約を結ばないB型の2種類がある。

○障害者虐待防止法【2、48、49 ページ】

障がいのある人の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。（平成24年10月1日施行）

○障害者歯科相談医【63 ページ】

障がいのある人の口腔内のトラブルに対し、患者とその家族の相談に応じ、自院で対処可能な場合は治療を行う。対処困難な場合は治療可能な病院・診療所を紹介する。

○障害者週間【50、55 ページ】

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

○障がい者自立支援協議会【47、56、60、64、66、86 ページ】

地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや公民共同のネットワークづくりに関し、中核的な役割を担う機関として市町村が設置する協議会。

○障害者優先調達推進法【3、82 ページ】

障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。
(平成25年4月1日施行)

○小地域ネットワーク活動【64 ページ】

地域の中で援助や見守りが必要な人に対して、地域住民が「見守りネットワーク活動」を組織し、日常生活の中で見守り、支える活動。

○ジョブコーチ【24、80 ページ】

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などをサポートする者。

○成年後見制度【4、47、48、49 ページ】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

【た行】

○地域活動支援センター【58、60 ページ】

障がいによって働くことが困難な障がいのある人に、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、日中の活動をサポートする福祉施設。

○地域生活支援拠点【47、66 ページ】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

○注意欠陥多動性障害【18 ページ】

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障がいがあるとされている。勉強や仕事などに細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

(AD/HD=Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)

○出前講座【52 ページ】

市民の学習機会の拡大と市政への理解促進のために、市の職員が地域に出向いて、地域で希望するテーマについて講義・説明する講座。

○特別支援学級【74、78、79 ページ】

心身に障がいのある児童・生徒のために、その障がいに応じた教育を行うため、通常の小・中学校及び高等学校に特別に編成される学級。

○特別支援学校【4、52、78、82 ページ】

学校教育法の改正により、平成19年度からこれまでの盲・聾・養護学校が「特別支援学校」となった。障がいのある子どもの教育的ニーズに応える学校という意味で、複数種の障がいに対応することが可能となる。学校の呼称としての校名や各学校が対象とする障がいの種類については各都道府県の実情に合わせて決められる。

○特別支援教育【4、78 ページ】

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

○特別支援教育コーディネーター【78 ページ】

各園、各校において、特別支援教育を推進するために校務分掌として位置づけられている役割。学校内の関係者や外部の関係機関との連携調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っている。

○トライアル雇用【80 ページ】

障がいのある人が原則3か月試行的に働く間に、本人の適性や能力を見極め、その後の継続雇用を目指していく制度。

【な行】

○日常生活自立支援事業【49 ページ】

認知症、知的障がい、精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるように利用者との契約に基づいて生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業。社会福祉協議会が主体となって実施する。

○乳幼児健康診査【62、75 ページ】

乳幼児の発達段階に応じ、身体の発育状況の観察や疾病の発見、さらには運動機能や視聴覚等の障がい、精神発達遅滞などをできるだけ早期に発見し、早期の療育につなげるため実施する健康診査。

○ノーマライゼーション【50 ページ】

障がいのある人や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

【は行】

○バリアフリー【4、42、68、71 ページ】

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方。建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

○ピアカウンセリング【65 ページ】

障がいのある人が自らの体験等に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと。

○避難行動要支援者【71 ページ】

要援護者の中でも、自力で避難できない在宅の者で、かつ家族等による十分な支援が受けられないなどの理由により、避難行動に周囲の支援を要する人。

○福祉的就労【24、46、47、80、81 ページ】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

○福祉マンパワー【47、60 ページ】

社会福祉事業に携わる人的資源。

○ヘルプカード【37、39、43 ページ】

障がい等で周囲の配慮・援助を必要とする人が、その支援の内容や緊急連絡先等を記載できるカード。

○ヘルプマーク【37、39、43、47、51 ページ】

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人等、外見から分からなくても配慮や援助を必要としている人が、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

○ボランティアコーディネーター【54 ページ】

市民のボランタリーな活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフ。

【ま行】

○メンタルヘルス【62 ページ】

こころの健康。精神衛生。

【や行】

○やさしい精神保健福祉ボランティア養成講座【52 ページ】

市民の精神保健福祉に対する意識の向上を図り、共に生きる福祉のまちづくりの実現を目的として、ボランティア活動体験や精神保健福祉士による講演を行うもの。

○ユニバーサルデザイン【4、47、68、69 ページ】

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、情報、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方。

【ら行】

○ライフステージ【4、52、62 ページ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

第5次沼津市障がい者計画

令和6年3月

発行 沼津市
編集 沼津市役所 市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号
電話 055-934-4829
FAX 055-934-2631
URL <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>
E-mail syohuku@city.numazu.lg.jp